

# 令和元年度 法人税関係法令の改正の概要

## 国 税 庁

法人番号 7000012050002

### 社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト



改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）
30改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）
改正法令	法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第96号）
30改正法令	法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第132号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年財務省令第7号）
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第102号）
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年財務省令第14号）
改正震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第106号）
改正震災特例法規	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成31年財務省令第19号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
震災特例法	改正法による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例法令	改正震災特例法令による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
震災特例法規	改正震災特例法規による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
改正中小企業等経営強化法	中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 号）
中小企業等経営強化法	改正中小企業等経営強化法による改正後の中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）
所有者不明土地特別措置法	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）
復興特区法	東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）
福島復興特措法	福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）
改正医療法規	医療法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第59号）
医療法規	改正医療法規による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

（注）このパンフレットは、令和元年5月9日現在の法令に基づいて作成しています。

# 目 次

## 第1編 法人税法等に関する改正

I 減価償却又は税額の計算に関する改正	1
1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備	1
2 中小企業向けの租税特別措置の適用要件の整備	5
3 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の創設	9
4 その他	10
II 引当金・準備金制度に関する改正	15
III 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正	17
IV 国際課税に関する改正	19
1 対象純支払利子等《旧・関係者等に係る純支払利子等》に係る課税の特例（過大支払利子税制）の見直し	19
2 その他	25
V その他の改正	32
1 仮想通貨の譲渡損益及び時価評価損益等の整備	32
2 その他	34

第2編 震災特例法に関する改正	39
-----------------	----

### [このパンフレットの構成について]

- 1 このパンフレットでは、令和元年度税制改正のうち法人税関係法令の概要について、平成31年3月29日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」の内容を中心に説明しています。
- 2 このうち「第1編 法人税法等に関する改正」では、法人税法や租税特別措置法など震災特例法以外の改正事項について、法人税を計算する際の項目ごとに分類し、主要な改正項目とそれ以外の改正項目とに区分して説明しています。  
「第2編 震災特例法に関する改正」では、震災特例法に関する改正事項について説明しています。
- 3 それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要について極力イメージ図や算式等を交えています。また、【適用時期】において、措置の適用関係について説明しています。
- 4 主要な改正項目以外の改正項目については、表形式により改正のポイントを説明しています。

# 第1編 法人税法等に関する改正

## I 減価償却又は税額の計算に関する改正

### 1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備

#### 〔制度の概要〕

#### (1) 試験研究費の総額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度（注1）において、損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に次に掲げる増減試験研究費割合（注2）の区分に応じて計算される税額控除割合（設立事業年度であるとき又は比較試験研究費の額（注3）が0であるときは8.5%）を乗じた金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の25%相当額とされています（旧措法42の4①）。

#### イ 増減試験研究費割合が5%を超える場合

$$\text{税額控除割合 (10\% (*) を上限)} = 9\% + \{(\text{増減試験研究費割合} - 5\%) \times 0.3\}$$

(\*) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度については14%となります（旧措法42の4②）。

#### ロ 増減試験研究費割合が5%以下である場合

$$\text{税額控除割合 (6\% を下限)} = 9\% - \{(5\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.1\}$$

(注1) 合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。以下同じです。

(注2) 増減試験研究費割合とは、増減試験研究費の額（\*）の比較試験研究費の額に対する割合をいいます（旧措法42の4③）。以下同じです。

(\*) 増減試験研究費の額とは、その適用を受ける事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいいます（旧措法42の4③）。

(注3) 比較試験研究費の額とは、本制度の適用を受ける事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の損金の額に算入される試験研究費の額の合計額をその各事業年度の数で除して計算した平均額をいいます（旧措法42の4⑤）。

#### (2) 中小企業技術基盤強化税制

イ 中小企業者等（注）の各事業年度（上記(1)の適用を受ける事業年度を除きます。）において、損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に12%の税額控除割合を乗じた金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の25%相当額とされています（旧措法42の4③）。

（注） 中小企業者等とは、5ページI2〔制度の概要〕(2)ロの中小企業者等をいいます。

ロ 上記イの税額控除割合及び税額控除上限額については、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度を除きます。）において増減試験研究費割合が5%を超える場合には、次によることとされています（旧措法42の4④）。

(イ) 税額控除割合（17%を上限）= 12% + {(増減試験研究費割合 - 5%) × 0.3}

(ロ) 税額控除上限額 = 調整前法人税額の35%相当額

#### (3) 税額控除上限額の上乗せ措置

上記(1)及び(2)の税額控除上限額については、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度（上記(2)ロ(イ)の適用を受ける事業年度を除きます。）において試験研究費割合（注）が10%を超える場合には、次により計算した金額とされています（旧措法42の4⑤）。

$$\text{税額控除上限額} = \frac{\text{調整前法人税額}}{\text{の25\%相当額}} + \frac{\text{調整前法人税額}}{\text{の25\%相当額}} \times \{(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2\} (*)$$

(\*) {(試験研究費割合 - 10%) × 2}は10%を上限

(注) 試験研究費割合とは、その適用を受ける事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいいます(旧措法42の4⑧八)。以下同じです。

平均売上金額とは、本制度の適用を受ける事業年度及びその事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額(一定のものに限ります。)の平均額をいいます(旧措法42の4⑧十)。以下同じです。

#### (4) 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除(高水準型)

青色申告書を提出する法人の平成20年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度(上記(2)ロ(四)又は(3)の適用を受ける事業年度を除きます。)において、損金の額に算入される試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、上記(1)、(2)(ロ(四)を除きます。)及び下記(5)の制度とは別に、その超える部分の金額に超過税額控除割合(注)を乗じて計算した金額の法人税額の特例控除ができることとされています。ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の10%相当額とされています(旧措法42の4⑦)。

(注) 超過税額控除割合とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じて計算した割合をいいます(旧措法42の4⑦)。

#### (5) 特別試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度において、損金の額に算入される特別試験研究費の額(その事業年度において、上記(1)又は(2)の制度の適用を受ける特別試験研究費の額を除きます。)がある場合には、上記(1)又は(2)の制度とは別に、次の金額の合計額の法人税額の特例控除ができることとされています。ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の5%相当額とされています(旧措法42の4⑥)。

- イ その特別試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者と共同して行う試験研究又はこれらに委託する試験研究に係る一定の試験研究費の額の30%相当額
- ロ その特別試験研究費の額のうちイの一定の試験研究費の額以外の金額の20%相当額

### 【改正の内容】

#### (1) 試験研究費の総額に係る税額控除の見直し

【制度の概要】(1)について、次の改正が行われました。

- イ 税額控除割合について、税額控除割合の算出の基準となる増減試験研究費割合が8%(改正前:5%)で区分することとされ、それぞれの区分に応じ次の割合とされました(措法42の4①)。

(算式)

- (イ) 増減試験研究費割合が8%を超える場合

$$\text{税額控除割合(10%(*))を上限} = 9.9\% + \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{増減試験} \\ \text{研究費割合} - 8\% \end{array} \right] \times 0.3 \right\}$$

(\* 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度については14%となります(措法42の4①③)。

- (ロ) 増減試験研究費割合が8%以下である場合

$$\text{税額控除割合(6%を下限)} = 9.9\% - \left\{ \left[ \begin{array}{l} 8\% - \\ \text{増減試験} \\ \text{研究費割合} \end{array} \right] \times 0.175 \right\}$$

- ロ 税額控除上限額について、適用年度が設立の日とされる一定の日以後10年を経過するまでの期間内の日を含む事業年度に該当し、適用年度終了の時に翌事業年度に繰り越される欠損金を有する一定の法人については、当該事業年度の調整前法人税額の40%相当額とされました(措法42の4②)。

#### (2) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

【制度の概要】(2)について、次の改正が行われました。

- イ 中小企業者等が、6ページI2【改正の内容】の改正後の中小企業者等とされました。
- ロ (2)ロの適用期限が2年延長されました。

ハ (2)ロ(イ)の税額控除割合について、増減試験研究費割合が8%を超える場合には、次の割合とされました(措法42の4⑤)。

(算式)

$$\text{税額控除割合 (17\%を上限)} = 12\% + \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{増減試験} \\ \text{研究費割合} \end{array} - 8\% \right] \times 0.3 \right\}$$

### (3) 税額控除上限額の上乗せ措置の見直し

〔制度の概要〕(3)について、次の改正が行われました(措法42の4②③二・⑥)。

イ 〔改正の内容〕(1)イ及び(2)ハの税額控除割合について、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費割合が10%を超える場合には、次の割合とする措置が追加されました。

(算式)

$$\text{税額控除割合 (〔改正の内容〕(1)イは14\%、(2)ハは17\%を上限。)} = \begin{array}{l} \text{〔改正の内容〕(1)イ又は} \\ \text{(2)ハの税額控除割合} \end{array} + \left[ \begin{array}{l} \text{〔改正の内容〕(1)イ又は(2)} \\ \text{ハの税額控除割合 (注1)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{控除割増率} \\ \text{(注2)} \end{array} \right]$$

(注1) 〔改正の内容〕(2)ハにおいて、増減試験研究費割合が8%以下の場合には、税額控除割合は12%となります(措法42の4④)。

(注2) 控除割増率(上限10%) = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5

ロ 適用期限が2年延長されました。

ハ 〔改正の内容〕(1)ロの一定の法人の税額控除上限額について、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度において試験研究費割合が10%を超える場合には、次により計算した金額とする措置が追加されました。

(算式)

$$\text{税額控除上限額} = \begin{array}{l} \text{調整前法人税額} \\ \text{の40\%相当額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{法人税額} \end{array} \times \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{試験研究費割合} \\ \text{- 10\%} \end{array} \right] \times 2 \right\} (*)$$

(\*) { (試験研究費割合 - 10%) × 2 } は10%を上限

### (4) 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除(高水準型)の廃止

〔制度の概要〕(4)(高水準型)は廃止されました(旧措法42の4⑦)。

### (5) 特別試験研究費の額に係る税額控除の見直し

〔制度の概要〕(5)について、次の改正が行われました。

イ 税額控除上限額について、調整前法人税額の10%(改正前:5%)相当額とされました(措法42の4⑦)。

ロ 対象となる特別試験研究費の額に、次の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額を加えることとされました(措法42の4⑦⑧十、措令27の4①⑱九・十、措規20⑳～㉔)。

(イ) 試験研究が委任契約等により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものであること。

(ロ) 委任契約等において、その試験研究の成果が委託法人に帰属する旨その他一定の事項が定められていること。

(ハ) 次のいずれかを満たすこと。

A 委託する試験研究の成果を活用して委託法人が行おうとする試験研究が一定の工業化研究に該当しないものであること。

B 委託する試験研究が受託法人の有する知的財産権等を活用して行うものであること。

ハ 研究開発型ベンチャー企業（新事業開拓事業者等）との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への上記ロの委託研究に係る税額控除割合を25%とすることとされました（措法42の4⑦二・⑧十、措令27の4①⑱三・九）。

**(6) 組織再編成がある場合の計算方法等の見直し**

本制度の適用を受けようとする法人が合併法人等である場合など一定の場合における調整計算方法等について、所要の見直しが行われました（措令27の4⑦～⑩、⑳～㉓）。

《イメージ図》

改正前及び【改正の内容】(1)から(4)までの見直し後の税額控除割合及び税額控除上限額は、次のとおりとなります。

平29.4.1から平31.3.31までの間に開始する事業年度		
	税額控除割合	税額控除上限額
改正前	試験研究費の総額に係る税額控除 6～14% 〔増減試験研究費割合 5%超：9～14% 5%以下：6～9%以下〕	調整前法人税額の25%相当額 〔試験研究費割合10%超：最大10%上乗せ〕
	中小企業技術基盤強化税制 12～17% 〔増減試験研究費割合 5%超：12～17% 5%以下：12%〕	調整前法人税額の25%相当額 〔増減試験研究費割合5%超：10%上乗せ 又は 試験研究費割合10%超：最大10%上乗せ〕
	平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型） 0～10% 〔超過税額控除割合に応じて〕	調整前法人税額の10%相当額

平31.4.1から令3.3.31までの間に開始する事業年度		
	税額控除割合	税額控除上限額
改正後	試験研究費の総額に係る税額控除 6～14% 増減試験研究費割合 8%超：9.9%+(増減試験研究費割合-8%)×0.3 8%以下：9.9%-(8%-増減試験研究費割合)×0.175 (比較試験研究費=0)：8.5% 試験研究費割合 10%超：上記割合+(上記割合×控除増率)	調整前法人税額の25%相当額 〔改正の内容〕(1)ロの一定の法人：調整前法人税額の40%相当額 試験研究費割合 10%超：上記上限額に最大10%上乗せ
	中小企業技術基盤強化税制 12～17% 増減試験研究費割合 8%超：12%+(増減試験研究費割合-8%)×0.3 8%以下：12% (比較試験研究費=0)：12% 試験研究費割合 10%超：上記割合+(上記割合×控除増率)	調整前法人税額の25%相当額 〔増減試験研究費割合8%超：10%上乗せ 又は 試験研究費割合10%超：最大10%上乗せ〕
	平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）	(廃止)

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の9）。

〔適用時期〕

平成31年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則48）。



## 2 中小企業向けの租税特別措置の適用要件の整備

### 〔制度の概要〕

#### (1) 中小企業向けの租税特別措置

中小企業向けの租税特別措置として、次のような措置が設けられています。

- イ 中小企業者等に対する年 800 万円以下の所得に係る軽減税率の引下げ措置（旧措法42の3の2①②）
- ロ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度における中小企業者等を対象とする措置（旧措法42の4③）、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（旧措法42の6①～④）など
- ハ 中小企業等の貸倒引当金の特例制度に係る中小法人に対する法定繰入率の選択を認める措置（旧措法57の9①～③）

#### (2) 中小企業の範囲

上記(1)の中小企業については、それぞれ以下のとおり定められています。

- イ 上記(1)イの措置の適用対象法人（以下「中小企業等」といいます。）は、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（次の法人を除きます。）又は一般社団法人等の一定の法人とされています（旧法66①②⑥）。
  - (イ) 保険業法に規定する相互会社（(ロ)Bにおいて「相互会社」といいます。）
  - (ロ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。(ハ)において「大法人」といいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
    - A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
    - B 相互会社（これに準ずる一定のものを含みます。）
    - C 法4条の7に規定する受託法人（(ハ)において「受託法人」といいます。）
  - (ハ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(ロ)の法人を除きます。）
  - (ニ) 投資法人
  - (ホ) 特定目的会社
  - (ヘ) 受託法人
- ロ 上記(1)ロの措置において中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいい（旧措法42の4③）、中小企業者とは、次の(イ)及び(ロ)の法人をいいます（旧措法42の4⑧六、旧措令27の4⑫）。
  - (イ) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人
    - A その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(\*)の所有に属している法人
      - (\*) 大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます（Bにおいて同じです。）。
    - B Aに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人
  - (ロ) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ハ 上記(1)ハの措置において、中小法人とは、次の(イ)から(ハ)までの法人をいいます（旧法52①一イ～ハ、旧措法57の9①、旧措令33の7①）。
  - (イ) 普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（上記イ(ロ)及び(ハ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び同法第2条第10項に規定する外国相互会社を除きます。）
  - (ロ) 公益法人等又は協同組合等
  - (ハ) 人格のない社団等



## 〔改正の内容〕

中小企業向けの租税特別措置の対象となる「中小企業」の範囲について、次のとおり見直しが行われました。

### ○ 中小企業者等の範囲

#### (1) 適用除外事業者の除外等

次の中小企業（注1）向け措置について、適用除外事業者（注2）に該当するものは、その適用対象から除かれることとされました。

- イ 中小企業者等の法人税率の特例（措法42の3の2①②）
- ロ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の6①）
- ハ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の3①）
- ニ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の4①）
- ホ 特定事業継続力強化設備等の特別償却（措法44の2①）（注3）
- ヘ 特定地域における工業用機械等の特別償却（措法45②）（対象設備の取得等を新增設に係るものに限定する措置等（12ページI 4その他⑩参照）に限ります。）

（注1） イの措置の適用対象法人は、〔制度の概要〕(2)イの中小企業等と同じです。ロからへまでの措置における中小企業者は、〔制度の概要〕(2)ロの中小企業者と同じです。

（注2） 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（判定法人が設立後3年を経過していないことや特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑧八、措令27の4⑬～⑰）。

（注3） 本措置は、令和元年度税制改正において創設されたもの（9ページI 3〔創設された制度の概要〕参照）になります。

（参考） 以下の制度については、平成29年度税制改正及び平成30年度税制改正において上記の適用除外事業者をその適用対象から除く改正が行われています。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4④）、高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の5②）、地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3①）、給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（措法42の12の5②）、法人税の額から控除される特別控除額の特例（措法42の13⑥）、被災代替資産等の特別償却（措法43の3①②）、中小企業等の貸倒引当金の特例（措法57の9）、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措法67の5①）

#### (2) 自己の株式又は出資の除外及び大規模法人の範囲の追加

次の中小企業（注1）向け措置においては、①〔制度の概要〕(2)ロ(i)A及びBの所有割合の計算について、その発行済株式又は出資の範囲から自己の株式又は出資を除外して計算することとされるとともに、②〔制度の概要〕(2)ロ(i)A(\*)の大規模法人の範囲について、大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）による完全支配関係がある法人など、一定の法人（注2）が追加されました。

- イ 上記(1)ロ～への措置
- ロ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4④）
- ハ 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の5②）
- ニ 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3①）
- ホ 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（措法42の12の5②）
- ヘ 法人税の額から控除される特別控除額の特例（措法42の13⑥）
- ト 被災代替資産等の特別償却（措法43の3①②）
- チ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措法67の5①）

（注1） ロからチまでの措置における中小企業者は、〔制度の概要〕(2)ロの中小企業者と同じです。

（注2） 一定の法人とは、次のイ又はロに掲げる法人をいいます（措法42の4⑧七、措令27の4⑱一）。

イ 大法人（次に掲げる法人をいいます。ロにおいて同じです。）との間に当該大法人による完全支配関

係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいいます。ロにおいて同じです。）がある普通法人

(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

(ロ) 保険業法第2条第5項に規定する相互会社及び同条第10項に規定する外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

(ハ) 法第4条の7に規定する受託法人

ロ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含みます。）及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（イに掲げる法人を除きます。）

### (3) 大規模法人の範囲の縮小

次の措置においては、〔**制度の概要**〕(2)ロ(イ)A及びBの所有割合の計算について、いわゆる事業承継ファンド（中小企業等経営強化法第23条第1項に規定する認定事業再編投資組合をいいます。）を通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資については、大規模法人の所有する株式又は出資から除いて計算することとされました。

イ 上記(1)ロ～ホの措置

ロ 上記(2)トの措置

(参考)

〔**改正の内容**〕(3)イ及びロの各措置の改正後の中小企業者の範囲については以下のとおりとなります。

中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいうこととされています（措法42の6①、措令27の6①）。

(1) その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（注）の所有に属している法人

(2) (1)に掲げるもののほか、その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人（注）の所有に属している法人

(注) 大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次のイ若しくはロに掲げる法人をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第23条第1項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限ります。）及び中小企業投資育成株式会社を除きます（措令27の6①一）。

イ 大法人（次に掲げる法人をいいます。ロにおいて同じです。）との間に当該大法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいいます。ロにおいて同じです。）がある普通法人

(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

(ロ) 保険業法第2条第5項に規定する相互会社及び同条第10項に規定する外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

(ハ) 法第4条の7に規定する受託法人

ロ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含みます。）及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（イに掲げる法人を除きます。）

## 《イメージ図》

令和元年度税制改正後の中小企業向けの租税特別措置の対象となる「中小企業」の範囲の見直し措置の適用の有無を一覧にすると次のとおりとなります。

	上記(1)の適用除外事業者の除外等の措置	上記(2)の措置		上記(3)の大規模法人の範囲の縮小措置
		自己の株式又は出資の除外 (所有割合の判定)	大規模法人の範囲の追加	
中小企業者等の法人税率の特例 (措法42の3の2①②)	○		○	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (措法42の4④)	○	○	○	
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の5②)	○	○	○	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の6①)	○	○	○	○
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の11の3①)	○	○	○	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の12の3①)	○	○	○	○
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の12の4①)	○	○	○	○
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除 (措法42の12の5②)	○	○	○	
法人税の額から控除される特別控除額の特例 (措法42の13⑥)	○	○	○	
被災代替資産等の特別償却 (措法43の3①②)	○	○	○	○
特定事業継続力強化設備等の特別償却 (措法44の2①)	○	○	○	○
特定地域における工業用機械等の特別償却 (措法45②)	○	○	○	
中小企業等の貸倒引当金の特例 (措法57の9)	○		○	
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (措法67の5①)	○	○	○	

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の8、68の9、68の10、68の11、68の15、68の15の4、68の15の5、68の15の6、68の15の8、68の18、68の20、68の27②、68の59、68の102の2)。

### 〔適用時期〕

- (1) 〔改正の内容〕(3)については、平成31年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則49、66、改正措令附則18①)。
- (2) 〔改正の内容〕(1)及び(2)については、平成31年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則48、改正措令附則16)。

### 3 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の創設

#### 〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、改正中小企業等経営強化法の施行の日から令和3年3月31日までの間に、特定事業継続力強化設備等（その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものに限ります。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその特定中小企業者等の事業の用に供した場合には、供用年度において、その特定事業継続力強化設備等の取得価額の20%相当額の特別償却ができることとされました（措法44の2①）。

#### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する中小企業者（注1）（適用除外事業者（注2）に該当するものを除きます。）又はこれに準ずる一定の法人（注3）で、中小企業等経営強化法第50条第1項に規定する事業継続力強化計画若しくは同法第52条第1項に規定する連携事業継続力強化計画の認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する法人です（措法44の2①）。

（注1） 中小企業者は、7ページI2〔改正の内容〕（参考）の中小企業者と同じです。

（注2） 適用除外事業者は、6ページI2〔改正の内容〕(1)（注2）の適用除外事業者と同じです。

（注3） これに準ずる一定の法人とは、事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び商店街振興組合をいいます（措令28の5①）。

#### (2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定事業継続力強化設備等とは、中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等として認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画に記載されたもののうち次の【取得価額要件】を満たすものをいいます（措法44の2①、措令28の5②）。

#### 【取得価額要件】

減価償却資産の区分	規模
機械及び装置	一台又は一基の取得価額が100万円以上のもの
器具及び備品	一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

#### (3) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法44の2①）。

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定事業継続力強化設備等の取得価額} \times 20\%$$

#### 申告に当たっての注意点

イ 法人が所有権移転外リース取引（法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した特定事業継続力強化設備等については、本制度の適用はありません（措法44の2①、42の5③、措令27の5③）。

ロ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に特定事業継続力強化設備等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法44の2②）。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の20）。

〔施行時期〕

改正中小企業等経営強化法の施行の日から施行されます(改正法附則1十六ロ、改正措令附則1九)。

なお、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案は令和元年5月9日現在、国会において審議中です。

4 その他

○ その他、減価償却又は税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等												
(1) 中小企業者等の法人税率の特例(措法42の3の2①②、68の8①②)	○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。	—												
(2) 中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の6①、68の11①)	○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。	—												
(3) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除(措法42の9①、68の13①)	○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。	—												
(4) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の特別償却又は税額控除(措法42の11の2①②、68の14の3①②、措令27の11の2②③、39の44の3②、改正法附則50、67、平29総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号、平31総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号、平31経済産業省告示第84号)  (措法42の11の2①、68の14の3①、改正法附則50、67)  (平29総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)  (措法42の11の2①、68の14の3①)	<p>○ 地域経済牽引事業計画について、平成31年4月1日以後に主務大臣の承認を受けた法人が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品について、特別償却率及び税額控除率が次のとおり引き上げられました。</p> <p>イ 特別償却率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平31.3.31 以前の取得等</th> <th>平31.4.1 以後の取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置並びに 器具及び備品</td> <td>40%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 税額控除率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平31.3.31 以前の取得等</th> <th>平31.4.1 以後の取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置並びに 器具及び備品</td> <td>4%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用投資額の上限が80億円(改正前:100億円)に引き下げられました。</p> <p>○ 承認地域経済牽引事業の実施場所が平成29年7月31日以前に発生した特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合において、その計画承認日が特定非常災害発生日から5年(改正前:3年)を経過していないときは、その承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件のうち先進性に係る要件を満たすものとされました。</p> <p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	区 分	平31.3.31 以前の取得等	平31.4.1 以後の取得等	機械及び装置並びに 器具及び備品	40%	50%	区 分	平31.3.31 以前の取得等	平31.4.1 以後の取得等	機械及び装置並びに 器具及び備品	4%	5%	<p>平31.4.1前に承認を受けた法人が、主務大臣の確認を受けた事業の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1以後に取得等をする特定事業用機械等について適用され、同日前に取得等をした特定事業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1から適用されます。</p> <p>—</p>
区 分	平31.3.31 以前の取得等	平31.4.1 以後の取得等												
機械及び装置並びに 器具及び備品	40%	50%												
区 分	平31.3.31 以前の取得等	平31.4.1 以後の取得等												
機械及び装置並びに 器具及び備品	4%	5%												



改正事項	改正の内容	適用時期等															
<p>(5) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除(措法42の12の3①、68の15の4①、措規20の8②③、22の30②③、改正法附則51、68)</p> <p>(措法42の12の3①、68の15の4①)</p>	<p>○ 本制度の適用要件に、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることが追加されました。</p> <p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平31.4.1以後に取得等をする経営改善設備について適用され、同日前に取得等をした経営改善設備については、従来どおり適用されます。また、同日前に経営改善指導助言書類の交付を受け、同日から令元.9.30までの間に取得等をする器具及び備品並びに建物附属設備については、経営改善設備とみなして適用されます。</p> <p>—</p>															
<p>(6) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取った場合の特別償却又は税額控除(中小企業等経営強化法施行規則8、平31経済産業省告示第85号)</p> <p>(措法42の12の4①、68の15の5①)</p>	<p>○ 経営力向上設備等である機械及び装置並びに建物附属設備から、発電の用に供する設備で主として電気の販売を行うために取得等をしたものが除外されました。</p> <p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平31.4.1以後に申請され、主務大臣より認定を受けた経営力向上計画に係る経営力向上設備等について適用され、同日前に受けた認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に申請がされたものに係る経営力向上設備等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>															
<p>(7) 特定設備等の特別償却(旧措法43①表一、68の16①表一、旧措令28①、39の49①、改正法附則52①、69①)</p> <p>(措法43①表二、68の16①表二、措令28③～⑥、39の49③～⑥、旧措法43①表二、68の16①表二、旧措令28②～④、39の49②～④、改正法附則52②、69①②、平31国土交通省告示494号)</p> <p>(平27国土交通省告示第473号、平31国土交通省告示第494号)</p>	<p>○ 公害防止用設備に係る措置が廃止されました。</p> <p>○ 船舶に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 外航船舶について、対象に海上運送法の認定先進船舶導入等計画に記載された特定先進船舶が追加されるとともに、外航船舶である特定船舶の環境への負荷の低減に係る要件の見直しが行われた上、特定先進船舶以外の特定船舶の特別償却率について、次のとおりとされました。</p> <table border="1" data-bbox="507 1615 1139 1944"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平31.3.31以前の取得等</th> <th>平31.4.1以後の取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定先進船舶 (日本船舶)</td> <td></td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>特定先進船舶 (日本船舶以外)</td> <td></td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>特定船舶 (日本船舶)</td> <td>18%</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>特定船舶 (日本船舶以外)</td> <td>16%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 内航船舶について、環境への負荷の低減に係る要件の見直しが行われました。</p>	区 分	平31.3.31以前の取得等	平31.4.1以後の取得等	特定先進船舶 (日本船舶)		20%	特定先進船舶 (日本船舶以外)		18%	特定船舶 (日本船舶)	18%	17%	特定船舶 (日本船舶以外)	16%	15%	<p>平31.4.1前に取得等をした公害防止用設備については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1以後に取得等をする船舶について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1から適用されます。</p>
区 分	平31.3.31以前の取得等	平31.4.1以後の取得等															
特定先進船舶 (日本船舶)		20%															
特定先進船舶 (日本船舶以外)		18%															
特定船舶 (日本船舶)	18%	17%															
特定船舶 (日本船舶以外)	16%	15%															



改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(平31財務省告示第96号)</p> <p>(旧措法43①表三、68の16①表三、旧措令28⑤、39の49③、改正法附則52①、69①、昭48大蔵省告示第69号)</p>	<p>ハ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 自動車教習所用貨物自動車に係る措置が廃止されました。</p>	<p>—</p> <p>平31.4.1前に取得等をした自動車教習所用貨物自動車については、従来どおり適用されます。</p>
<p><b>(8) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却</b>(措法44①、68の19①、措令28の4②、39の51、旧措法44①、改正措令附則20、31)</p> <p>(措法44①、68の19①)</p>	<p>○ 対象となる機械及び装置の取得価額要件が400万円以上(改正前:240万円以上)に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平31.4.1以後に取得等をする研究施設について適用され、同日前に取得等をした研究施設については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p><b>(9) 共同利用施設の特別償却</b>(措法44の3①、68の24①)</p>	<p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p><b>(10) 特定地域における工業用機械等の特別償却</b>(措令28の9①一～五)</p> <p>(措法45②表一～三、68の27②表一～三、措令28の9①一～三、39の56②一～三、改正法附則48)</p> <p>(措法45②、68の27②)</p> <p>(措法45②表四、68の27②表四、措令28の9①四、39の56②四、改正法附則48)</p> <p>(措法45②、68の27②)</p>	<p>○ 過疎地域に係る措置、沖縄の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置、沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置、沖縄の経済金融活性化特別地区に係る措置及び沖縄の離島の地域に係る措置について、適用期限がそれぞれ令和3年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 中小規模法人で適用除外事業者該当する法人について、設備の取得等が新增設に係るものに限定されるとともに、製造業又は旅館業を営む法人で、適用除外事業者該当する法人が対象設備を取得等した場合の取得価額要件が2,000万円とされました。</p> <p>ロ 適用期限がそれぞれ令和3年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 振興山村に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 中小企業者のうち適用除外事業者該当するものは、その適用対象から除かれることとされました。</p> <p>ロ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p> <p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等												
<p>(11) 医療用機器等の特別償却（措令28の10②一・⑦、39の58②、改正措令附則20②、平21厚生労働省告示第248号、平31厚生労働省告示第150号・151号）</p> <p>（措法45の2①、68の29①）</p> <p>（措法45の2②、68の29②、措令28の10③～⑤、39の58③④、措規20の17、平31厚生労働省告示第153号）</p>	<p>○ 対象となる機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものについて次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ その対象機器が見直されるとともに、構想区域等内の病院における効率的な活用を図る必要があるもの（CT装置及びMRI装置）については、一定のものに限ることとされました。</p> <p>ロ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 勤務時間短縮用設備等で、その製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は勤務時間短縮用設備等を製作して、これを法人の営む医療保健業の用に供した場合の特別償却に関する措置が追加されました。追加された措置の概要は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="478 779 1150 1883"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 779 667 835">区分</th> <th data-bbox="667 779 1150 835">追加された措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 835 667 898">対象法人</td> <td data-bbox="667 835 1150 898">青色申告書を提出する法人で、医療保健業を営むもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 898 667 1637">対象資産</td> <td data-bbox="667 898 1150 1637"> <p>器具及び備品（医療用の機械及び装置を含みます。）並びに特定ソフトウェア（取得価額要件を満たすものに限ります。）のうち、医療法第30条の21第1項第1号に掲げる事務を実施する都道府県の機関の助言を受けて作成される医師その他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計画として医療従事者の勤務時間の実態、勤務時間の短縮のための対策、その対策に有用な設備の機能その他の厚生労働大臣が定める事項が記載された計画（以下「医師等勤務時間短縮計画」といいます。）に基づき、当該法人が取得し、又は製作するもの（以下「計画設備等」といいます。）として当該医師等勤務時間短縮計画に記載されたもの（次に掲げる要件の全てを満たす場合におけるその記載されたものに限ります。）</p> <p>イ 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。</p> <p>ロ 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを本措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1637 667 1787">対象資産の取得価額要件</td> <td data-bbox="667 1637 1150 1787"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・器具及び備品 一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの</li> <li>・特定ソフトウェア 一の取得価額が30万円以上のもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1787 667 1839">特別償却率</td> <td data-bbox="667 1787 1150 1839">15%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1839 667 1883">適用期間</td> <td data-bbox="667 1839 1150 1883">平成31年4月1日から令和3年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	追加された措置の概要	対象法人	青色申告書を提出する法人で、医療保健業を営むもの	対象資産	<p>器具及び備品（医療用の機械及び装置を含みます。）並びに特定ソフトウェア（取得価額要件を満たすものに限ります。）のうち、医療法第30条の21第1項第1号に掲げる事務を実施する都道府県の機関の助言を受けて作成される医師その他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計画として医療従事者の勤務時間の実態、勤務時間の短縮のための対策、その対策に有用な設備の機能その他の厚生労働大臣が定める事項が記載された計画（以下「医師等勤務時間短縮計画」といいます。）に基づき、当該法人が取得し、又は製作するもの（以下「計画設備等」といいます。）として当該医師等勤務時間短縮計画に記載されたもの（次に掲げる要件の全てを満たす場合におけるその記載されたものに限ります。）</p> <p>イ 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。</p> <p>ロ 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを本措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すること。</p>	対象資産の取得価額要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具及び備品 一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの</li> <li>・特定ソフトウェア 一の取得価額が30万円以上のもの</li> </ul>	特別償却率	15%	適用期間	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで	<p>平31.4.1以後に取得等をする医療用機器について適用され、同日前に取得等をした医療用機器については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>平31.4.1から施行されます。</p>
区分	追加された措置の概要													
対象法人	青色申告書を提出する法人で、医療保健業を営むもの													
対象資産	<p>器具及び備品（医療用の機械及び装置を含みます。）並びに特定ソフトウェア（取得価額要件を満たすものに限ります。）のうち、医療法第30条の21第1項第1号に掲げる事務を実施する都道府県の機関の助言を受けて作成される医師その他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計画として医療従事者の勤務時間の実態、勤務時間の短縮のための対策、その対策に有用な設備の機能その他の厚生労働大臣が定める事項が記載された計画（以下「医師等勤務時間短縮計画」といいます。）に基づき、当該法人が取得し、又は製作するもの（以下「計画設備等」といいます。）として当該医師等勤務時間短縮計画に記載されたもの（次に掲げる要件の全てを満たす場合におけるその記載されたものに限ります。）</p> <p>イ 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。</p> <p>ロ 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを本措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すること。</p>													
対象資産の取得価額要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具及び備品 一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの</li> <li>・特定ソフトウェア 一の取得価額が30万円以上のもの</li> </ul>													
特別償却率	15%													
適用期間	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで													
<p>（措法45の2③、68の29③、措令28の10⑥⑦、39の58⑤、改正法附則48）</p>	<p>○ 構想適合病院用建物等の取得等（取得又は建設をいい、改修（増築、改築、修繕又は模様替をいいます。）のための工事による取得又は建築を含みます。）をして、医療保健業の用に供した場合の特別償却に関する措置が追加されました。追加された措置の概要は次表のとおりです。</p>	<p>平31.4.1から施行されます。</p>												

改正事項	改正の内容	適用時期等										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 250 667 309">区分</th> <th data-bbox="667 250 1149 309">追加された措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 309 667 369">対象法人</td> <td data-bbox="667 309 1149 369">青色申告書を提出する法人で、医療保健業を営むもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 369 667 985">対象資産</td> <td data-bbox="667 369 1149 985"> <p>構想区域等内において医療保健業の用に供される病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、当該構想区域等に係る協議の場における協議に基づく病床の機能区分に応じた病床数の増加に資するものであることについて当該構想区域等に係る都道府県知事のその旨を確認した書類を本措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付することにより証明がされたもの</p> <p>イ 医療保健業の用に供されていた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（以下「既存病院用建物等」といいます。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。</p> <p>ロ その改修により既存病院用建物等において病床の機能区分のうちいずれかのものに応じた病床数が増加する場合の当該改修のための工事により取得又は建設をされるものであること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 985 667 1041">特別償却率</td> <td data-bbox="667 985 1149 1041">8%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1041 667 1086">適用期間</td> <td data-bbox="667 1041 1149 1086">平成31年4月1日から令和3年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	追加された措置の概要	対象法人	青色申告書を提出する法人で、医療保健業を営むもの	対象資産	<p>構想区域等内において医療保健業の用に供される病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、当該構想区域等に係る協議の場における協議に基づく病床の機能区分に応じた病床数の増加に資するものであることについて当該構想区域等に係る都道府県知事のその旨を確認した書類を本措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付することにより証明がされたもの</p> <p>イ 医療保健業の用に供されていた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（以下「既存病院用建物等」といいます。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。</p> <p>ロ その改修により既存病院用建物等において病床の機能区分のうちいずれかのものに応じた病床数が増加する場合の当該改修のための工事により取得又は建設をされるものであること。</p>	特別償却率	8%	適用期間	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで	
区分	追加された措置の概要											
対象法人	青色申告書を提出する法人で、医療保健業を営むもの											
対象資産	<p>構想区域等内において医療保健業の用に供される病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、当該構想区域等に係る協議の場における協議に基づく病床の機能区分に応じた病床数の増加に資するものであることについて当該構想区域等に係る都道府県知事のその旨を確認した書類を本措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付することにより証明がされたもの</p> <p>イ 医療保健業の用に供されていた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（以下「既存病院用建物等」といいます。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。</p> <p>ロ その改修により既存病院用建物等において病床の機能区分のうちいずれかのものに応じた病床数が増加する場合の当該改修のための工事により取得又は建設をされるものであること。</p>											
特別償却率	8%											
適用期間	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで											
(12) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却(措法46の2、68の33)	○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。	—										
<p>(13) 特定都市再生建築物の割増償却(旧措法47の2①③二、68の35①③二、旧措令29の5③～⑤、39の64③④、改正法附則52⑤、69⑤、改正措令附則20③、31②)</p> <p>(措法47の2①、68の35①、措令29の5①②、39の64①②、改正法附則52④⑤、69④⑤、改正措令附則20③、31②)</p> <p>(措法47の2①、68の35①)</p>	<p>○ 雨水貯留利用施設に係る措置が廃止されました。</p> <p>○ 特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において整備される建築物の割増償却率が25% (改正前:30%) に引き下げられました。</p> <p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平31.4.1前に取得等をした構築物については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1以後に取得等をする建築物について適用され、同日前に取得等をした建築物については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>										

## II 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p><b>(1) 新事業開拓事業者投資損失準備金</b> (旧措法55の2、68の43の2、旧措令32の3、39の72の2、旧措規21の2、22の46、改正法附則53、70、改正措令附則21、32、改正措規附則11、15)</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>計画の認定を平31.4.1前に受けた投資事業有限責任組合と投資事業有限責任組合契約を締結している法人が有している当該投資事業有限責任組合の組合財産である一定の新事業開拓事業者の株式は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算について、従来どおり適用されます。</p>
<p><b>(2) 保険会社等の異常危険準備金</b> (措令33の2⑳、39の83⑳、改正措令附則16、32⑳)</p> <p>(措令33の2㉑、39の83㉑)</p> <p>(措令33の2㉒、39の83㉒)</p>	<p>○ 火災保険等に係る特例積立率について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 特例積立率が6% (改正前: 5%) に引き上げられました。</p> <p>ロ 特例積立率の適用期限が令和4年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>○ 火災共済に係る特例積立率の適用期限が令和4年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p><b>(3) 中小企業等の貸倒引当金の特例</b> (旧措法57の9㉓、68の59㉓、改正法附則54、71)</p>	<p>○ 公益法人等又は協同組合等に係る割増特例措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 割増特例措置が廃止されました。</p> <p>ロ 割増特例措置について、次のとおりとする経過措置が講じられました。</p>	<p>—</p> <p>—</p>

改正後				
	平31.4.1 ～ 令2.3.31 に開始する 事業年度	令2.4.1 ～ 令3.3.31 に開始する 事業年度	令3.4.1 ～ 令4.3.31 に開始する 事業年度	令4.4.1 ～ 令5.3.31 に開始する 事業年度
改正前	10%	8%	6%	4%
	8%	6%	4%	2%

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(4) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金（措令34⑧⑨、39の88⑦⑧、改正措令附則22、33）</p> <p>（措令34⑩三、39の88⑨三、改正措令附則22、33）</p> <p>（措令34⑩四、39の88⑨四、改正措令附則22、33）</p> <p>（措法58①②、68の61①②）</p>	<p>○ 海外探鉱準備金制度における国内鉱業者の要件のうち国内鉱山を有する子会社に係るその法人の持分割合が95%以上の法人であることとの要件及び国内鉱業者に準ずる法人の要件のうち国外鉱山を有する国外子会社に係るその法人の持分割合が50%以上の外国法人であることとの要件について、持分割合の判定が議決権割合（改正前：発行済株式数割合）とされました。</p> <p>○ 海外探鉱準備金制度における海外自主開発法人の要件について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 採取鉱物引取数量割合要件が40%以上（改正前：30%以上）に引き上げられました。</p> <p>ロ 国内鉱業者等又は当該国内鉱業者等有するその法人の持分割合が95%以上である他の会社の技術者が派遣されていることとの要件について、他の会社の持分割合の判定が議決権割合（改正前：発行済株式数割合）とされました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>平31.4.1以後に受ける認定について適用され、同日前行われた認定については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>—</p>

### Ⅲ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法62の3④八の三、措令38の4⑱、改正法附則1二、改正措令附則1一）	○ 対象となる土地の譲渡等のうち、所有者不明土地特別措置法の規定により行われた裁定に係る申請書に記載された事業を実施する者に対し、当該申請書に記載された事業区域内にある一定の特定所有者不明土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものが除外されました。	所有者不明土地特別措置法の施行の日（令元. 6. 1）以後に行う土地等の譲渡について適用されます。なお、本制度は、平10. 1. 1から令2. 3. 31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措規22の2④一、旧措規14⑤四の八、改正措規附則5）	○ 特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業のために買い取られる土地等であることにつき国土交通大臣等の証明を受けたものを地方公共団体に譲渡した場合の5,000万円特別控除の簡易証明制度が廃止されました。	平31. 3. 31以前に証明を受けたものを地方公共団体に譲渡した場合には、従来どおり適用されます。
(3) 収用換地等の場合の所得の特別控除（措法33①一、64①一、65の2①、改正法附則1二）	○ 適用対象となる収用等について、所有者不明土地特別措置法に規定する土地収用法の特例の規定による収用があった場合が追加されました。	所有者不明土地特別措置法の施行の日（令元. 6. 1）以後に行う土地等の譲渡について適用されます。
(4) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の3①四、措令39の4④、改正法附則55①、72①）  (措法65の3①七、措令39の4⑤、改正法附則1十五、55②、72②、改正措令附則1十一、23②)	○ 適用対象となる土地等の譲渡について、次の場合におけるものが追加されました。 イ 重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が、文化財保護法に規定する文化財保存活用支援団体（一定のものに限ります。）に買い取られる場合  ロ 農用地利用規程の特例に係る事項が定められた農用地利用規程に基づいて行われる農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地が、当該農用地の所有者の申出に基づき農地中間管理機構（一定の法人に限ります。）に買い取られる場合	平31. 4. 1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。  農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令元. 5. 9 現在審議中）の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用されます。



改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(5) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の4①二十五、改正法附則1十七、55③、72③）</p>	<p>○ 適用対象となる土地等の譲渡から、農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づき農地利用集積円滑化団体に買い取られる場合が除外されました。</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令元. 5. 9 現在審議中）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(6) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の5①一、措令39の6②、改正法附則1十五、改正措令附則1十二、23③）</p>	<p>○ 適用対象となる土地等の譲渡から、農地利用集積円滑化団体に対して農地利用集積円滑化事業のために一定の農地等を譲渡した場合が除外されました。</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令元. 5. 9 現在審議中）の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>

## IV 国際課税に関する改正

### 1 対象純支払利子等《旧・関連者等に係る純支払利子等》に係る課税の特例（過大支払利子税制）の見直し

#### (1) 対象純支払利子等《旧・関連者等に係る支払利子等》の損金不算入の整備

##### 〔制度の概要〕

法人のその事業年度の関連者純支払利子等の額が調整所得金額の50%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされています（旧措法66の5の2①）。

この制度により損金の額に算入されなかった金額は、最長7年間繰り越して、一定の限度額の範囲内で損金の額に算入することができることとされています（旧措法66の5の3①、24ページIV 1 (2)〔制度の概要〕イ参照）。

##### イ 関連者支払利子等の損金不算入額

本制度の損金不算入額は、次の算式により計算した金額とされています（旧措法66の5の2①）。

（算式）

$$\text{損金不算入額} = \text{関連者純支払利子等の額} - \left( \text{調整所得金額} \times 50\% \right)$$

##### ロ 関連者純支払利子等の額

関連者純支払利子等の額とは、関連者支払利子等の額の合計額から控除対象受取利子等合計額を控除した残額をいいます（旧措法66の5の2①）。

##### ハ 関連者支払利子等の額

関連者支払利子等の額とは、その法人の関連者等に対する支払利子等の額（支払う負債の利子に準ずる一定のもの及びその他一定の費用及び損失を含みます。）で、その支払利子等を受ける関連者等の課税対象所得に含まれないものから、除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額を除いた金額をいいます（旧措法66の5の2②、旧措令39の13の2②～⑬）。

##### ニ 控除対象受取利子等合計額

控除対象受取利子等合計額は、法人が受ける受取利子等（支払を受ける利子に準ずる一定のものを含みます。）の額について、次の算式により計算した金額とされています（旧措法66の5の2③、旧措令39の13の2⑮⑯）。

（算式）

$$\text{控除対象受取利子等合計額} = \text{法人が受ける受取利子等の額の合計額} \times \frac{\text{関連者支払利子等の額の合計額}}{\text{支払利子等の額の合計額}}$$

##### ホ 調整所得金額

損金不算入額の計算の基礎となる調整所得金額は、次の算式により計算した金額とされています（旧措法66の5の2①、旧措令39の13の2①）。

(算式)

調整所得  
金額  
(注3)

=

① 所得の金額

受取配当等益金不算入額、青色欠損金の繰越控除など一定の規定(注1)を適用せず、かつ、寄附金の全額を損金の額に算入して計算した場合の所得の金額(欠損の場合は、マイナスの金額)

+

② 加算する金額

関連者純支払利子等の額、減価償却費の損金算入額及び貸倒損失の損金算入額

-

③ 減算する金額

外国関係会社又は外国関係法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額等(注2)

(注1) 一定の規定とは、旧措令第39条の13の2第1項において適用しないこととされている規定をいいます。

(注2) これらの減算する金額は、旧措法第66条の5の2第8項又は第66条の5の3第2項の規定の適用がある場合の外国関係会社又は外国関係法人に係るものに限り(旧措令39の13の2①)。

(注3) 調整所得金額がマイナスの金額となる場合には、その事業年度の調整所得金額はゼロとして、本制度を適用することとされています。

## へ 適用免除基準

本制度は、次のいずれかに該当する場合には適用しないこととされています(旧措法66の5の2④)。

- (イ) 法人のその事業年度の関連者純支払利子等の額が1,000万円以下であるとき。
- (ロ) 法人のその事業年度の関連者支払利子等の額の合計額が、その事業年度の支払利子等の額(法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する支払利子等の額及び法人に係る関連者等に対する支払利子等の額でその関連者等の課税対象所得に含まれるものを除きます。)の合計額の50%相当額以下であるとき。

なお、この適用免除規定の適用を受けるためには、確定申告書等に適用免除の規定の適用がある旨を記載した書面及びその計算に関する明細書を添付し、かつ、その計算に関する書類を保存する必要があります(旧措法66の5の2⑤)。

## 〔改正の内容〕

関連者等に係る純支払利子等の課税の特例(いわゆる「過大支払利子税制」)について、法人のその事業年度の対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%相当額を超える場合に、その超える部分に相当する金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました(措法66の5の2①)。

### (1) 損金不算入額の見直し

損金不算入額は、次の算式により計算した金額とされました(措法66の5の2①)。

(算式)

$$\text{損金不算入額} = \text{対象純支払利子等の額} - \left[ \text{調整所得金額} \times 20\% \right]$$

### (2) 対象となる純支払利子等の額の見直し

対象となる純支払利子等の額の範囲が見直され、関連者等に対する支払利子等のほか、第三者への支払利子等で我が国で課税されないものが本制度の対象に追加されました。具体的には、損金不算入の対象となる支払利子等の額は、対象純支払利子等の額とされました(措法66の5の2①)。

対象純支払利子等の額とは、次の算式により計算した金額となります(措法66の5の2①②)。

(算式)

$$\text{対象純支払利子等の額} = \text{対象支払利子等合計額} - \text{控除対象受取利子等合計額}$$

### イ 対象支払利子等合計額

対象支払利子等合計額とは、その事業年度の対象支払利子等の額の合計額をいいます。対象支払利子等の額とは、支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額をいいます（措法66の5の2①、②一）。

### ロ 対象外支払利子等の額

対象外支払利子等の額とは、次表の支払利子等（注）の区分に応じそれぞれ次表の金額となります（措法66の5の2②三、措令39の13の2④～⑭、措規22の10の7）。

（注） 次のいずれかに該当する支払利子等の額は、次表の支払利子等から除かれます（対象外支払利子等の額となりません。）（措法66の5の2②三、措令39の13の2④⑤、措規22の10の7①）。

- (イ) 一定の関連者が一定の非関連者を通じて資金を供与したと認められる場合におけるその非関連者に対する支払利子等
- (ロ) 一定の非関連者が有する一定の債権に係る経済的利益を受ける権利が貸出参加契約その他により一定の他の非関連者に移転することがあらかじめ定まっている場合におけるその非関連者に対する支払利子等

支払利子等の区分	対象外支払利子等の額
(イ) 支払利子等を受ける者の課税対象所得（※）に含まれる支払利子等（ロ）に該当するものを除きます。 （※） 課税対象所得とは、個人又は法人の所得税又は法人税の課税標準となるべき一定の所得をいいます。	その支払利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる支払利子等の額
(ロ) 一定の公共法人（沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び一定の独立行政法人）に対する支払利子等（ロ）に該当するものを除きます。	その公共法人に対する支払利子等の額
(ハ) 除外対象特定債券現先取引等（※）に係る支払利子等（ロ）及び（イ）に該当するものを除きます。 （※） 除外対象特定債券現先取引等とは、特定債券現先取引等に係る支払利子等で、支払利子等を受ける者の課税対象所得に含まれないものをいいます。	除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額に、除外対象特定債券現先取引等に係る調整後平均負債残高（注1）を除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高（注2）で除して得た割合を乗じて計算した金額 （注1） 除外対象特定債券現先取引等に係る調整後平均負債残高とは、除外対象特定債券現先取引等に係る平均負債残高が除外対象特定債券現先取引等に係る対応債券現先取引等に係る資産に係る平均資産残高を超える場合に、平均資産残高を上限とする調整を加えた後の除外対象特定債券現先取引等に係る平均負債残高をいいます。 （注2） 除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高とは、その事業年度の負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額をいいます。

(c) 法人が発行した債券 (その取得をした者が実質的に多数でない一定の債券を除きます。)に係る支払利子等で非関連者に対するもの(以下「特定債券利子等」といいます。)	債券の銘柄ごとに次の(1)又は(2)のいずれかの金額 (1) その支払又は交付の際、所得税法等の規定により所得税の徴収が行われ、又は特定債券利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額と上記(㊦)に定める公共法人に対する特定債券利子等(その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものを除きます。)の額との合計額 (2) 次の債券の区分に応じ計算した金額 イ 国内において発行された債券 特定債券利子等の額の合計額の100分の95に相当する金額 ロ 国外において発行された債券 特定債券利子等の額の合計額の100分の25に相当する金額
--	--

## ハ 控除対象受取利子等合計額

控除対象受取利子等合計額は、次の算式により計算した金額となります(措法66の5の2②六・七、措令39の13の2②②)。

(算式)

$$\text{控除対象受取利子等合計額} = \text{法人が受ける受取利子等の額の合計額} \times \frac{\text{対象支払利子等合計額}}{\text{支払利子等の額の合計額}}$$

## (3) 調整所得金額の見直し

調整所得金額について、次の見直しが行われました(措法66の5の2①、措令39の13の2①)。

イ 所得の金額(一定の規定を適用しない場合等に計算される所得の金額)

(i) 適用しない一定の規定から受取配当等の益金不算入(法23)及び外国子会社配当等の益金不算入(法23の2)の規定が除外されました(益金不算入の額が所得の金額を構成しないこととなります。)

(ii) 適用しない一定の規定から法人税額から控除する所得税額の損金不算入(法40)の規定が除外されました(損金不算入の額が所得の金額を構成することとなります。)

ロ 加算する金額

損金の額に算入した匿名組合契約等により匿名組合員に分配すべき利益の額を加算することとされました。

ハ 減算する金額

益金の額に算入した匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額を減算することとされました。

見直し後の調整所得金額は、次の算式により計算した金額となります。

(算式)

$$\text{調整所得金額} = \text{①所得の金額} + \text{②加算する金額} - \text{③減算する金額}$$

①所得の金額

青色欠損金の繰越控除など一定の規定(注1)を適用せず、かつ、寄附金の全額を損金の額に算入して計算した所得の金額(欠損の場合は、マイナスの金額)

②加算する金額

対象純支払利子等の額、減価償却費の損金算入額、貸倒損失の損金算入額及び匿名組合契約等に係る分配金の損金算入額

③減算する金額

外国関係会社又は外国関係法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額等(注2)及び匿名組合契約等に係る損失の益金算入額

- (注1) 一定の規定とは、措令第39条の13の2第1項において適用しないこととされている規定をいいます。
- (注2) これらの減算する金額は、措法第66条の5の2第7項又は同法第66条の5の3第2項の規定の適用がある場合の外国関係会社又は外国関係法人に係るものに限りません。
- (注3) 調整所得金額がマイナスの金額となる場合には、その事業年度の調整所得金額はゼロとして、本制度を適用することとなります。

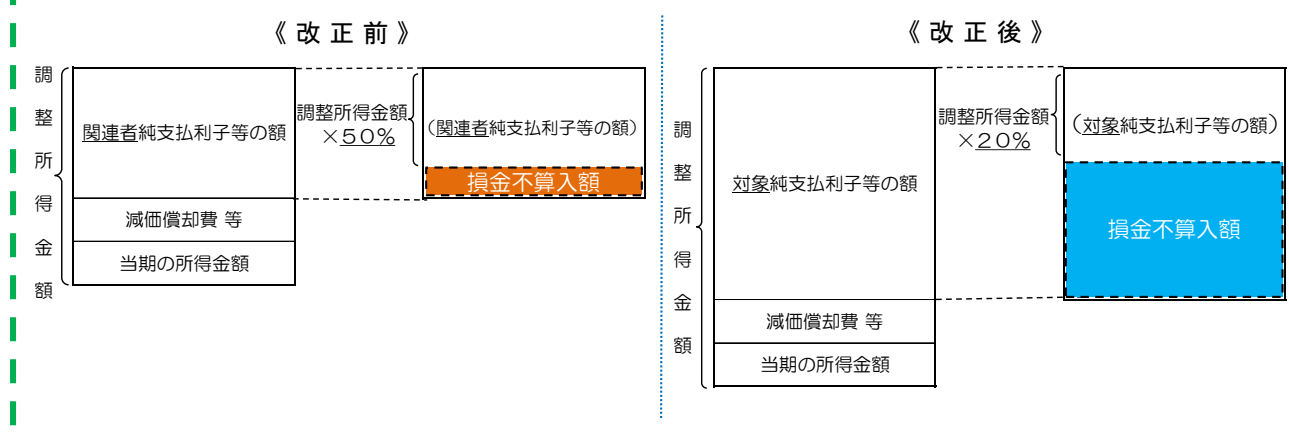
#### (4) 適用免除基準の見直し

次のいずれかに該当する場合には、本制度を適用しないこととされました（措法66の5の2③、措令39の13の2⑳～㉓）。

適用免除基準	
①	その事業年度における対象純支払利息等の額が2,000万円以下であること。
②	内国法人及びその内国法人との間に発行済株式等の50%超を直接又は間接に保有する等の関係のある一定の内国法人のその事業年度におけるイに掲げる金額のロに掲げる金額の20%に相当する金額を超えないこと。 イ 対象純支払利息等合計額から対象純受取利息等の額（控除対象受取利息等合計額から対象支払利息等合計額を控除した残額をいいます。）の合計額を控除した残額 ロ 調整所得金額の合計額から調整損失金額（調整所得金額の計算において零を下回る金額が算出される場合のその零を下回る金額をいいます。）の合計額を控除した残額

(注) 適用免除に係る「その事業年度における関連者支払利息等の額の合計額が総支払利息等の額の50%以下である」ことの要件は廃止されました（旧措法66の5の2④二）。

#### 《イメージ図》



#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記(4)②の適用免除基準の見直しを除き、上記と同様の措置が講じられています（措法68の89の2）。

#### 〔適用時期〕

令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、法人の同日前に開始した事業年度に係る法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則1七、57①、74①、改正措令附則1五、25、改正措規附則1五）。



## (2) 超過利子額の損金算入の整備

### 〔制度の概要〕

イ 関連者純支払利子等の額が調整所得金額の50%相当額に満たない場合の超過利子額の損金算入  
法人の各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において、19ページIV 1(1)〔制度の概要〕イにより損金の額に算入されなかった金額（このイによりその各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除きます。以下「超過利子額」といいます。）がある場合には、その超過利子額に相当する金額は、その法人の各事業年度の調整所得金額の50%相当額から関連者純支払利子等の額を控除した残額に相当する金額を限度として、その法人のその各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされています（旧措法66の5の3①）。

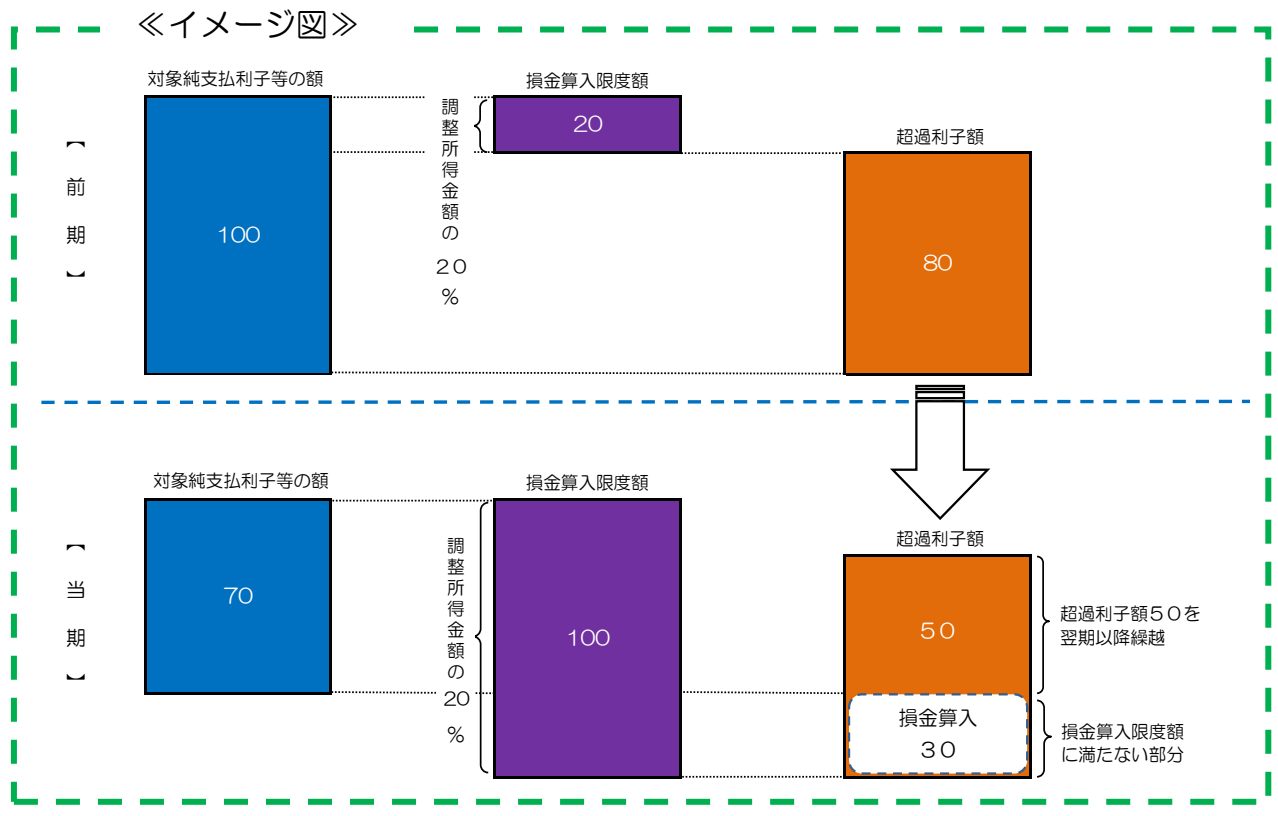
### ロ その他

上記イの制度は、超過利子額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の確定申告書にその超過利子額に関する明細書の添付があり、かつ、これらの制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、その適用を受ける金額の申告の記載及びその計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用することとされています（旧措法66の5の3⑧⑨）。

### 〔改正の内容〕

#### (1) 超過利子額の損金算入の見直し

その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%に満たない場合において、前7年以内に開始した事業年度に過大支払利子税制の適用により損金不算入とされた金額（以下「超過利子額」といいます。）があるときは、その対象純支払利子等の額と調整所得金額の20%に相当する金額との差額を限度として、その超過利子額に相当する金額を損金の額に算入することとされました（措法66の5の3①）。



## (2) 適用要件の見直し

上記(1)について、修正申告書又は更正請求書に損金の額に算入される金額等を記載した書類の添付がある場合にもその適用を受けることができることとされました（措法66の5の3⑧）。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の89の3）。

### 〔適用時期〕

- (1) 〔改正の内容〕(1)は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則1七、57①、74①、改正措令附則1五、25、35）。
- (2) 〔改正の内容〕(2)は、令和2年4月1日以後に確定申告書等（期限後申告書を除きます。）の提出期限が到来する法人税について適用され、同日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則57②、74②）。

## 2 その他

- 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 外国税額控除の対象とならない外国法人税の額（法令142の2⑦五、155の27⑤三、改正法令附則12、13）	○ 内国法人に対する配当等の支払があったものとみなして課される一定の外国法人税の額が追加されました。	平31.4.1以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 国外関係者との取引に係る課税の特例（措法66の4⑦二、68の88⑦二、措令39の12⑬、39の112⑯、措規22の10⑨、22の74⑧、改正法附則1七、56①、73①、改正措令附則1五、改正措規附則1五）  （措令39の12⑧六、39の112⑦六、措規22の10⑥二ニホ、22の74⑤二ニホ、改正措令附則1五、34、改正措規附則1五）  （措法66の4⑧～⑪、68の88⑧～⑪、措令39の12⑭～⑱、39の112⑬～⑰、措規22の10⑩、22の74⑨、改正法附則1七、56②、73②、改正措令附則1五、改正措規附則1五）	○ 本制度の対象となる無形資産が、有形資産及び金融資産（現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、デリバティブ取引に係る権利等）以外の資産で、独立の事業者の間で通常取引の条件に従って譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の額が支払われるべきものとされました。  ○ 独立企業間価格の算定方法として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）が加えられました。 また、これに伴い、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類について所要の整備がされました。  ○ 特定無形資産に係る国外関連取引（以下「特定無形資産国外関連取引」といいます。）について、その特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長は、その特定無形資産国外関連取引の内容及びその特定無形資産国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情（その相違する事実及びその相違することとなった事由の発生の可能性（客観的事実に基づき、通常用いられる方法により計算されたものに限ります。）を含みます。）を勘案して、その特定無形資産国外関連取引に係る最も適切な方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等を行うことができることとされました（以下「価	令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分については、従来どおり適用されます。  同 上  令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
	<p>格調整措置」といいます。)</p> <p>ただし、上記により算定した金額と特定無形資産国外関連取引の対価の額との差額が20%を超えていない場合は、価格調整措置は適用されません。</p> <p>イ 特定無形資産</p> <p>上記の「特定無形資産」とは、次に掲げる要件の全てを満たす無形資産をいいます。</p> <p>(イ) 固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるものであること。</p> <p>(ロ) 予測される金額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること。</p> <p>(ハ) 独立企業間価格を算定するための前提となる事項の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるものであること。</p> <p>ロ 適用免除要件</p> <p>国税当局の当該職員が次の(イ)又は(ロ)に掲げる書類の提出等を求めた日から一定期間以内に法人からその書類の提出等があった場合には、価格調整措置は適用されません。</p> <p>(イ) 次に掲げる書類</p> <p>A 特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項の内容(予測される金額及びその計算の基礎となった事項等)を記載した書類</p> <p>B 特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項についてその相違することとなった事由が災害その他これに類するものであるために取引時においてその発生を予測することが困難であったこと、又は取引時においてその事由の発生の可能性(客観的事実に基づき、通常用いられる方法により計算されたものに限り、)を勘案して独立企業間価格を算定していたことを記載した書類</p> <p>(ロ) 特定無形資産の使用により生ずる非関連者収入が最初に生じた日を含む事業年度開始の日から5年を経過する日までの期間に生ずることが予測された利益の額とその期間に実際に生じた利益の額との相違が20%を超えていないことを明らかにした書類</p> <p>(注) 法人から上記(ロ)に掲げる書類の提出等があった場合には、その特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置はその経過する日後は適用されません。</p>	
<p>(措令39の12⑥～⑧一イ・ハ(1)・二～五、39の112⑤～⑦一イ・ハ(1)・二～五、措規22の10②～⑤、22の74①～④、改正措令附則1五、34、改正措規附則1五)</p>	<p>○ 比較対象取引に係る利益率等の割合を参照する独立企業間価格の算定方法に係る差異調整について、比較対象取引と国外関連取引の当事者が果たす機能その他において差異(以下「調整対象差異」といいます。)があり、調整対象差異のうちにより生ずる割合の差を定量的に把握することが困難な差異があるために必要な調整を加えることができない場合であって、その差異がその差異以外の調整対象差異につき必要な調整を加えるものとした場合に計算される割合に及ぼす影響が軽微であると認められるときには、いわゆる四分位法に基づく方法により差異調整を行うことができるとされました。</p>	<p>令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(措令39の12⑩六、39の112⑩六、改正措令附則1五)</p>	<p>○ 独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の提出等がない場合の推定課税における価格算定方法に、国外関連取引が行われた時に国税当局の当該職員が知り得る状態にあった情報を基にしてDCF法により算定した金額を独立企業間価格と推定する方法が追加されました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(措法66の4⑳～㉑、68の88㉑～㉒、改正法附則1七、56①、73①)</p>	<p>○ 本制度に係る法人税の更正期間及び更正の請求期間等が7年(改正前：6年)に延長されました。</p>	<p>同 上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(3) 外国法人の内部取引に係る課税の特例（措法66の4の3⑤二⑭、措令39の12の3①③⑥、措規22の10の3①④⑦、改正法附則1七、56③、改正措令附則1五、改正措規附則1五）</p>	<p>○ 上記(2)と同様の改正が行われました。</p>	<p>上記(2)の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(4) 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供（措令39の12の4①、改正措令附則24）</p>	<p>○ 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供制度における子会社方式の適用に係る最終親会社等の居住地国に台湾が追加されました。</p>	<p>平31. 4. 1以後に開始する最終親会計年度に係る国別報告事項について適用され、同日前に開始した最終親会計年度に係る国別報告事項については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(5) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（措法66の6②ニイ(3)～(5)、68の90②ニイ(3)～(5)、措令39の14の3⑤～⑨、39の114の2⑤～⑨、措規22の11②～⑱、22の76②～⑱、改正法附則58①、75①）</p>	<p>○ 外国子会社合算税制について、次の見直しが行われました。</p> <p>イ 特定外国関係会社</p> <p>(イ) ペーパー・カンパニーの範囲 ペーパー・カンパニーの範囲から次の外国関係会社を除外することとされました。</p> <p>A 持株会社である一定の外国関係会社</p> <p>(A) 外国子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入の額の95%超が外国子会社からの配当等の額及び一定の預金利子の額であり、かつ、その資産の額の95%超が外国子会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であるもの (注) 上記の「外国子会社」とは、その外国関係会社と同一国に所在する外国法人で、その外国関係会社による持分割合が25%以上等の要件に該当するものをいいます。</p> <p>(B) 特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、同一国に所在する管理支配会社によって事業の管理、支配及び運営等が行われていること、管理支配会社はその国において行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入の額の95%超が特定子会社からの配当等の額、特定子会社の株式等の一定の譲渡対価の額及び一定の預金利子の額であること、その資産の額の95%超が特定子会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であること等の要件の全てに該当する等の一定のもの (注) 上記(B)の「特定子会社」とは、その管理支配会社と同一国に所在する部分対象外国関係会社をいいます。</p> <p>B 不動産保有に係る一定の外国関係会社</p> <p>(A) 特定不動産又は被管理支配会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、同一国に所在する管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、管理支配会社はその国において行う不動産事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入の額の95%超が特定不動産及び被管理支配会社の株式等から生ずる収入の額並びに一定の預金利子の額であること、その資産の額の95%超が特定不動産、被管理支配会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であること等の要件の全てに該当する等の一定のもの (注1) 上記(A)の「特定不動産」とは、外国関係会社の本店所在地にある不動産でその外国関係会社に係る管理支配会社の事業の遂行上欠くことのできないものをいいます。 (注2) 上記(A)の「被管理支配会社」とは、特定不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で一定の要件を満たすものをいいます。</p>	<p>内国法人の平31. 4. 1以後に終了する事業年度に係る課税対象金額等（外国関係会社の平30. 4. 1以後に開始した事業年度に係るものに限り、これを計算する場合について適用され、内国法人の平31. 4. 1前に終了した事業年度に係る課税対象金額等を計算する場合には、従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措令39の14の3①～④②⑤⑥、39の17②、39の114の2①～④②⑤⑥、改正措令附則26、36)</p> <p>(措法66の6②二八、68の90②二八、措令39の14の3⑫～⑯、39の114の2⑫～⑯、改正法附則58②、75②)</p>	<p>(B) 同一国に所在する管理支配会社が自ら使用するその国の不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で、管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、管理支配会社はその国において行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入の額の95%超がその不動産から生ずる収入の額及び一定の預金利子の額であること、その資産の額の95%超がその不動産及び一定の現預金等の資産の額であること等の要件の全てに該当するもの</p> <p>C 資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社          特定子会社の株式等の保有、非関連者から調達した資金の特定子会社への提供又は特定不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で、同一国に所在する管理支配会社等によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、管理支配会社等がその国において行う石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取の事業又は社会資本の整備に関する事業(以下Cにおいて「資源開発等プロジェクト」といいます。)の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入の額の95%超が特定子会社の株式等、一定の貸付金及び特定不動産から生ずる収入の額並びに一定の預金利子の額であること、その資産の額の95%超が特定子会社の株式等、特定子会社に対する一定の貸付金、特定不動産及び一定の現預金等の資産の額であること等の要件の全てに該当する等の一定のもの</p> <p>(注1) 上記Cの「特定子会社」とは、その外国関係会社と同一国に所在する外国法人(持分割合10%以上のもの)で、管理支配会社等がその国において行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしているものをいいます。</p> <p>(注2) 上記Cの「特定不動産」とは、外国関係会社の本店所在地国にある不動産で、資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしているものをいいます。</p> <p>(D) ペーパー・カンパニーの判定等における保険委託者特例等</p> <p>A 保険委託者特例の対象となる外国関係会社に関する「一の内国法人(保険業を主たる事業とするものに限りです。)によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている外国関係会社である」旨の要件について、「一の内国法人(保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に限りです。)及び当該一の内国法人との間に発行済株式等の全部を保有する等の関係のある内国法人(保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に限りです。)によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社である」旨の要件に見直されました。</p> <p>B 特定保険受託者の要件に、その役員又は使用人がその本店所在地国において保険業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している旨の要件が追加されました。</p> <p>(注) 対象外国関係会社、外国金融機関の判定についても、上記A及びBと同様の改正が行われました。また、英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社とが一体となって保険業を営む場合についても、保険委託者特例の改正と同様の改正が行われました。</p> <p>(E) 事実上のキャッシュ・ボックスの範囲          事実上のキャッシュ・ボックスの範囲に、次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社が追加されました。</p> <p>A 各事業年度における非関連者等からの一定の収入保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が10%未</p>	<p>同上</p> <p>外国関係会社の平31.4.1以後に開始する事業年度に係る課税対象金額等について適用され、外国関係会社の</p>



改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措令39の14の3㉔五、39の114の2㉔五、改正措令附則26、36)</p>	<p>満であること。</p> <p>B 各事業年度における非関連者等に対する一定の支払再保険料の合計額の関連者等収入保険料の合計額に対する割合が50%未満であること。</p> <p>ロ 対象外国関係会社（非関連者基準）          保険業を主たる事業とする外国関係会社の非関連者基準の判定について、次の見直しが行われました。</p> <p>(イ) 特定保険委託者又は特定保険受託者の再保険に係る収入保険料のうち、次の要件の全てに該当する再保険に係るものについて、関連者から収入するものに該当しないこととされました。</p> <p>A 特定保険委託者とその特定保険委託者に係る特定保険受託者との間で行われる再保険又は同一の特定保険受託者に係る特定保険委託者の間で行われる再保険であること。</p> <p>B 再保険に係る収入保険料の合計額のうち非関連者を被保険者とする保険に係るものの占める割合が95%以上であること。</p> <p>C 再保険を行うことにより資本の効率的な使用と収益性の向上に資することとなると認められること。</p> <p>(ロ) 特定保険受託者に係る特定保険委託者は、関連者に含まれないものとはしないこととされた上で、特定保険受託者がその特定保険委託者から受ける業務委託手数料相当額について、関連者からの収入保険料に該当しないこととされました。</p> <p>(注) 英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社とが一体となって保険業を営む場合についても、上記(ロ)と同様の改正が行われました。</p>	<p>同日前に開始した事業年度に係る課税対象金額等については、従来どおり適用されます。</p> <p>内国法人の平31.4.1以後に終了する事業年度に係る課税対象金額等（外国関係会社の平30.4.1以後に開始した事業年度に係るものに限り、）を計算する場合について適用され、内国法人の平31.4.1前に終了した事業年度に係る課税対象金額等を計算する場合には、従来どおり適用されます。</p>
<p>(措令39の15②⑤～⑦、39の115②⑤⑥、改正措令附則26、36)</p>	<p>ハ 会社単位の合算課税制度における適用対象金額          現地法令基準を用いて適用対象金額を計算する場合の基準所得金額は、外国関係会社の本店所在地の法人所得税に関する法令の規定から次に掲げる規定（以下ニ及びへにおいて「企業集団等所得課税規定」といいます。）を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額に非課税所得等の金額の調整を加えた金額とすることとされました。</p> <p>(イ) 外国法人の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、その企業集団に属する一の外国法人のみがその法人所得税に係る納税申告書に相当する申告書を提出することとするその外国法人の本店所在地の法令の規定</p> <p>(ロ) 無税国に本店等を有する等の外国法人の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、その企業集団に属する一の外国法人のみがその法人所得税に係る納税申告書に相当する申告書を提出することとするその外国法人の本店所在地以外の国又は地域の法令の規定</p> <p>(ハ) 外国法人の所得をその外国法人の株主等である者の所得として取り扱うこととするその外国法人の本店所在地の法令の規定</p>	<p>同 上</p>
<p>(措令39の17の2②、39の117②、改正措令附則26、36)</p>	<p>ニ 適用免除基準における租税負担割合</p> <p>(イ) 所得の金額          外国関係会社の本店所在地の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額は、当該法令の規定から企業集団等所得課税規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額に非課税所得等の金額の調整を加えた金額とすることとされました。</p> <p>(ロ) 外国法人税の額          外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の外国法人税の額は、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額とすることとされました。</p>	<p>同 上</p>



改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法66の6⑥七の二、68の90⑥七の二、措令39の17の3⑰⑱、39の117の2⑰⑱、改正法附則58②、75②)</p> <p>(措法66の7①②、68の91①②、措令39の18①②⑰⑱、39の118①②⑰⑱、改正法附則58③、75③)</p> <p>(措法66の8⑭、68の92⑭、改正法附則58④、75④)</p>	<p>ホ 部分合算課税制度における部分適用対象金額 次の(イ)の金額から(ロ)の金額を減算した金額が、部分対象外国関係会社（外国金融子会社等に該当するものを除きます。）に係る部分合算課税の対象となる特定所得の金額に追加されました。</p> <p>(イ) 収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額 (ロ) 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額</p> <p>ヘ 二重課税調整 (イ) 外国税額控除の計算 外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の外国法人税の額は、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合にその外国法人税に関する法令の規定により計算される外国法人税の額とすることとされました。</p> <p>(ロ) 外国子会社からの配当等に係る二重課税調整の適用要件 内国法人が合算課税の対象となった外国法人等から受ける剰余金の配当等に係る二重課税調整について、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書（現行：確定申告書等）に益金の額に算入されない剰余金の配当等の額等を記載した書類の添付がある場合に限り、適用を受けることができることとする等の見直しが行われました。</p>	<p>外国関係会社の平31.4.1以後に開始する事業年度に係る課税対象金額等について適用され、外国関係会社の同日前に開始した事業年度に係る課税対象金額等については、従来どおり適用されます。</p> <p>内国法人の平31.4.1以後に終了する事業年度の課税対象金額等（外国関係会社の平30.4.1以後に開始した事業年度に係るものに限り。）に係る外国法人税の額について適用され、内国法人の平31.4.1前に終了した事業年度の課税対象金額等に係る外国法人税の額については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用され、同日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(6) 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（措法66の9の2～66の9の4、68の93の2～68の93の4、措令39の20の3、39の20の4、39の20の7、39の120の3、39の120の4、39の120の7、措規22の11の2、22の76の2、改正法附則58⑤～⑦、75⑤～⑦、改正措令附則27、37）</p>	<p>○ 上記(5)内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例の改正（上記(5)イ(ロ)及びロの改正を除きます。）と同様の改正が行われました。</p>	<p>上記(5)の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(7) 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例（措法67の16の2、措令39の33の3、措規22の19の3の2）</p>	<p>○ 大会を主催する外国法人その他の大会関連業務を行う一定の外国法人の一定の恒久的施設帰属所得については、法人税を課さないこととされ、確定申告書等の提出が不要となる等の所要の措置が講じられました。</p>	<p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(8) 振替国債の償還差益等の非課税等 (措法67の17⑦⑨、措令39の33の4⑥、改正法附則60)	<p>○ 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る差益の非課税措置について、非課税の対象となる債券現先取引の範囲に、特定金融機関等(金融商品取引清算機関及び日本銀行を除きます。)との間で次に掲げる債券を用いて行う取引期間3月以内等の要件を満たす債券現先取引が追加される措置が講じられた上で、適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>イ 一定の外国が発行し、又は保証する債券(その外国の通貨で表示されるものに限ります。)</p> <p>ロ 上記イの外国の特別の法令の規定に基づき設立された一定の外国法人が発行する債券(その外国の通貨で表示されるものに限ります。)</p>	<p>平31.4.1以後に開始する振替国債等に係る特定債券現先取引につき支払を受ける差益について適用され、同日前に開始した振替国債に係る特定債券現先取引につき支払を受ける差益については従来どおり適用されます。</p>
(9) 国外所得金額の計算の特例 (措法67の18④二・⑤⑥⑬、68の107の2④二・⑤⑥⑬、措令39の33の5②④、39の126の4②④、措規22の19の4①④～⑦、22の82①④～⑦、改正法附則1七、61、77、改正措令附則1五、改正措規附則1五)	<p>○ 上記(2)と同様の改正が行われました。</p>	<p>上記(2)の適用時期等と同じとなります。</p>
(10) 適格合併等の範囲等に関する特例 (措法68の2の3①二・②三・③二・⑤一、措令39の34の3①五・②五・④五、改正法附則63)	<p>○ 企業グループ内の一定の内国法人間で行われる合併等のうち、合併法人等の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある外国法人(特定軽課税外国法人又は特定軽課税外国法人の親法人である外国法人に限ります。)の株式を対価とするものは、適格要件を満たさないこととされました。</p>	<p>平31.4.1以後に行われる合併、分割及び株式交換について適用され、同日前に行われる合併、分割及び株式交換については従来どおり適用されます。</p>
(11) 特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例 (措法68の3①～③、68の109の2①～③、措令39の35②④、39の128②④、改正法附則64)	<p>○ 法人が、適格合併等に該当しない合併等により合併法人等の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある外国法人(特定軽課税外国法人又は特定軽課税外国法人の親法人である外国法人に限ります。)の株式の交付を受けた場合には、旧株の譲渡損益を計上することとされました。</p>	<p>平31.4.1以後に行われる合併、分割及び株式交換について適用され、同日前に行われる合併、分割及び株式交換については従来どおり適用されます。</p>

## V その他の改正

### 1 仮想通貨の譲渡損益及び時価評価損益等の整備

#### 〔整備された制度の概要〕

仮想通貨（注）に係る措置について、次のとおり整備されました。

（注） 仮想通貨とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する仮想通貨をいいます（法61①）。以下同じです。

#### (1) 仮想通貨の譲渡損益

法人が仮想通貨の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、原則として、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました（合併等による資産の譲渡の規定（法第62条から第62条の5まで）の適用がある場合を除きます。）（法61①）。

この場合の譲渡原価の額は、移動平均法又は総平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額にその譲渡した仮想通貨の数量を乗じて計算することとされました（法61①二、法令118の5、118の6①）。

#### (2) 仮想通貨の時価評価損益

法人が事業年度終了の時に有する仮想通貨のうち活発な市場が存在する仮想通貨（注）（以下「市場仮想通貨」といいます。）については、時価法により評価した金額をその時における評価額とし、自己の計算において有する場合には、その評価益又は評価損（以下「時価評価益又は評価損」といいます。）をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました（法61②③、法令118の7、118の8）。

なお、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入された仮想通貨の時価評価益又は評価損に相当する金額は、翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入（洗替処理）することとされました（法令118の9①）。

（注） 活発な市場が存在する仮想通貨とは、法人が有する仮想通貨のうち次の要件の全てに該当するものをいいます（法61②、法令118の7）。

イ 継続的に売買価格等（\*）の公表がされ、かつ、その公表がされる売買価格等がその仮想通貨の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。

（\*） 売買価格等とは、売買の価格又は他の仮想通貨との交換の比率をいいます。

ロ 継続的に上記イの売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること。

ハ 次の要件のいずれかに該当すること。

(イ) 上記イの売買価格等の公表がその法人以外の者によりされていること。

(ロ) 上記ロの取引が主としてその法人により自己の計算において行われた取引でないこと。

#### 《仮想通貨の評価方法等》

区 分		評価方法	評価損益の取扱い
市場仮想通貨	自己の計算において有する仮想通貨	時価法	益金（損金）算入
	自己以外の者の計算において有する仮想通貨		益金（損金）算入しない
市場仮想通貨に該当しない仮想通貨（注）		原価法	/

（注） 法人が事業年度終了の時に市場仮想通貨に該当しない仮想通貨で、その事業年度の期間内のいずれかの時に市場仮想通貨に該当していたものを、自己の計算において有する場合には、その事業年度終了の日において有するその仮想通貨を一定の計算により算出した譲渡対価の額により譲渡し、かつ、その譲渡対価の額により取得したものとみなして、その事業年度の所得の金額を計算します（法61⑥、法令118の10）。

### (3) 仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益

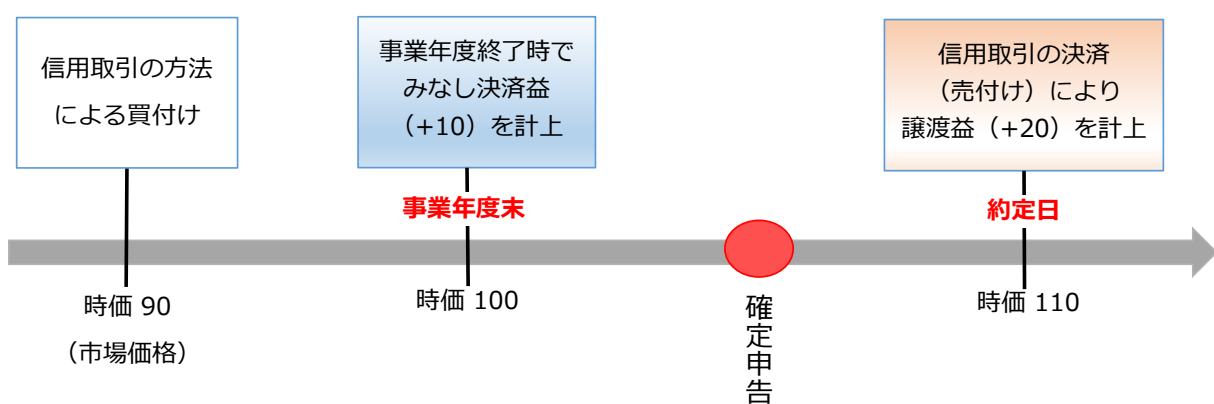
法人が仮想通貨信用取引（注）を行った場合において、その仮想通貨信用取引のうち事業年度終了の時に決済されていないものがあるときは、その時において決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「みなし決済損益額」といいます。）をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました（法61⑦、法規26の10）。

なお、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入された仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益額に相当する金額は、翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入（洗替処理）することとされました（法令118の11①）。

（注） 仮想通貨信用取引とは、資金決済に関する法律第2条第7項に規定する仮想通貨交換業を行う者から信用の供与を受けて行う仮想通貨の売買をいいます（法61⑦）。

#### 《イメージ図》

- 仮想通貨信用取引の方法による買付けを行い、翌事業年度においてその仮想通貨の売付けを行ったケース（法61①⑦、法令118の6⑨）



### (4) その他所要の整備

イ 棚卸資産の範囲から仮想通貨が除外されました（法2二十）。

ロ 固定資産の範囲から仮想通貨が除外されました（法令12）。

ハ 法人が、適格分割等により仮想通貨（自己の計算において有する仮想通貨に限ります。）を移転する場合など一定の場合における評価損益等の計算方法等について、所要の整備が行われました（法61④⑧、改正法附則19②④⑤）。

#### 申告に当たっての注意点

イ 上記(1)における仮想通貨の一単位当たりの帳簿価額の算出方法については、その種類ごとに選定し、その仮想通貨の取得をした日の属する事業年度の確定申告書（仮決算による中間申告書を提出する場合には、中間申告書）の提出期限までに、書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければなりません（法令118の6③④）。

なお、算出方法を選定しなかった場合等の法定の算出方法は、移動平均法とされています（法61①二、法令118の6⑦）。

ロ 以下の事由により取得をした仮想通貨については、移動平均法又は総平均法による一単位当たりの帳簿価額の算出の対象外とされ、また、イの届出は必要ありません（法令118の6⑤）。

(イ) 仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの仮想通貨以外の仮想通貨を取得する場合におけるその取得

(ロ) その取得する仮想通貨を自己以外の者の計算において有することとなる場合におけるその取得



〔適用時期〕

平成31年4月1日（以下「施行日」といいます。）以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則12）。

〔経過措置〕

- イ 法人が施行日以後最初に終了する事業年度（以下「改正事業年度」といいます。）前の事業年度において仮想通貨の譲渡に係る契約をし、かつ、改正事業年度以後の事業年度においてその仮想通貨の引渡しをする場合におけるその譲渡に係る〔整備された制度の概要〕(1)の譲渡利益額又は譲渡損失額は、その引渡しの日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されます。  
ただし、改正事業年度前の事業年度においてその譲渡に係る契約をし、かつ、その契約をした日の属する事業年度においてその譲渡に係る〔整備された制度の概要〕(1)の譲渡利益額又は譲渡損失額を益金の額又は損金の額に算入したものについては、その契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されます（改正法附則19①）。
- ロ 〔整備された制度の概要〕(2)の市場仮想通貨のうち、施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度（以下「経過事業年度」といいます。）終了の時に有するもの又は経過事業年度の施行日以後の期間内に行われた適格分割等により移転したものがあある場合において、これらの仮想通貨のいずれについても、その経過事業年度の確定した決算において〔整備された制度の概要〕(2)の時価評価益又は評価損を収益又は損失として経理していないときは、その経過事業年度については、市場仮想通貨に該当しないものとして、〔整備された制度の概要〕(2)を適用することができません（改正法附則19③）。
- ハ 〔整備された制度の概要〕(3)の仮想通貨信用取引のうち、経過事業年度終了の時に有するもの又は経過事業年度の施行日以後の期間内に行われた適格分割等によりその契約を移転したものがあある場合において、これらの取引のいずれについても、その経過事業年度の確定した決算において〔整備された制度の概要〕(3)のみなし決済損益額を収益又は損失として経理していないときは、その経過事業年度については、〔整備された制度の概要〕(3)を適用しないことができます（改正法附則19⑤）。
- ニ 改正法令の施行の際現に仮想通貨を有する法人については、施行日にその仮想通貨を取得したものとみなして、申告に当たっての注意点のイが適用されます（改正法令附則7）。

2 その他

○ その他、法人税等に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 組織再編税制に関する適格要件の見直し（法2十二の八・十二の十一・十二の十七、法令4の3①⑤⑦⑳、改正法附則13）</p> <p>（法令4の3⑱一・二イ～ハ・⑲一ロ・二ロ・ハ・⑳六、改正法令附則2）</p>	<p>○ 組織再編税制に関する適格要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 合併、分割及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件について、対象となる合併法人等の親法人の株式に合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人の株式が追加されました。</p> <p>ロ 株式交換等の後に株式交換等完全親法人を被合併法人とし、株式交換等完全子法人を合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、その株式交換等に係る適格要件のうち完全支配関係継続要件、支配関係継続要件及び親子関係継続要件について、株式交換等完全親法人との関係の継続は、その適格合併の直前の時までの関係により判定することとされました。</p>	<p>平31.4.1以後に行われる合併、分割及び株式交換について適用され、同日に行われた合併、分割及び株式交換については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1以後に行われる株式交換等について適用され、同日に行われた株式交換等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(2) 課税所得の範囲の変更等（法10の3①②、52⑫、法令121の5①、125③、133の2⑤、139の4⑩、旧法令14の11①、措法68の3の4①②、旧措</p>	<p>○ 特定普通法人等（普通法人である一般社団法人若しくは一般財団法人、普通法人である医療法人又は生産森林組合）が公益法人等に移行する場合に解散及び設立があったものとされる措置等について、対象となる法人が特定普通法人等から普通法人又は協同組合等全般とされました。</p>	<p>平31.4.1後に公益法人等に該当することとなる普通法人及び協同組合等について適用され、同日以前に公益法人等に該当することと</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>令39の35の4①、30改正法附則25①、28③、改正法附則14、18、65、106、30改正法令附則13①、改正法令附則8、11、14)</p> <p>(法10の3⑤、措法68の3の4⑤、法令14の11③、措令39の35の4③、改正法令附則3、改正措令附則28)</p>	<p>○ 特定普通法人等を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする合併を行った場合に適格合併等に該当しないものとみなして適用される規定について、対象となる被合併法人が特定普通法人等から普通法人又は協同組合等全般とされました。</p>	<p>なった特定普通法人等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1後に行われる合併について適用され、同日以前に行われる合併については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(3) <b>みなし事業年度に係る「連結納税の承認申請関係書類」の提出</b> (法14②、法規8の3の12、改正法附則15)</p>	<p>○ 連結親法人又は連結親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなった他の内国法人（連結子法人となる法人）が連結納税への加入時期の特例を適用するときに提出することとされていた「連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」について、連結親法人又は連結親法人となる法人がその納税地の所轄税務署長へ提出することとされました。</p>	<p>平31.4.1以後に他の内国法人（連結子法人となる法人）が連結親法人又は連結親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなった場合における書類の提出について適用され、同日前に他の内国法人（連結子法人となる法人）が連結親法人又は連結親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなった場合における書類の提出については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) <b>納税地等の異動の届出</b> (法20、法令18、改正法附則16)</p>	<p>○ 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合に提出することとされている届出書について、その連結子法人（改正前：連結親法人）が異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長へ提出することとされ、連結親法人の納税地の所轄税務署長への提出を要しないこととされました。</p>	<p>平31.4.1以後の本店又は主たる事務所の所在地の異動について適用され、同日前の本店又は主たる事務所の所在地の異動については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(5) <b>役員給与の損金不算入</b> (法34①三イ(2)、法令69⑨⑭⑯～⑳⑳、改正法附則17、改正法令附則5)</p>	<p>○ 業績連動給与の手續に係る要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 報酬委員会及び報酬諮問委員会における決定等の手續について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(i) 業務執行役員が報酬委員会又は報酬諮問委員会の委員でないこととの要件が除外されました。</p> <p>(ii) 報酬委員会又は報酬諮問委員会の委員の過半数が独立社外取締役等であること及び委員である独立社外取締役等の全員が業績連動給与の決定等に係る決議に賛成していることとの要件が追加されました。</p> <p>(iii) 報酬諮問委員会に対する諮問等を経た取締役会の決議による決定に係る給与の支給を受ける業務執行役員がその決定等に係る決議に参加していないこととの要件が追加されました。</p> <p>ロ 監査役会設置会社における監査役の過半数が適正書面を提出した場合の取締役会の決議による決定及び監査等委員会設置会社における監査等委員の過半数が賛成している場合の取締役会の決議による決定の手續が除外されました。</p>	<p>平31.4.1以後に終了する改正後の要件を満たす手續に係る給与について適用され、同日から令2.3.31以前に終了する手續に係る給与については、前述の給与を除き、従来どおり適用されます。</p>



改正事項	改正の内容	適用時期等
(6) 第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入等(法39、法令78の2、改正法令附則1二)	○ 損金不算入となる第二次納税義務の規定により納付すべき国税又は地方税に、地方税法の第二次納税義務の規定の例により納付すべき特別法人事業税に係る徴収金が追加されました。	令元. 10. 1 から適用されます。
(7) 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例(法令111の2②、改正法令附則6)	○ 承継譲渡制限付株式の範囲に、合併又は分割型分割の直前に合併法人等との間に間接完全支配関係がある親法人の譲渡制限付株式が追加されました。	平31. 4. 1 以後に行われる合併及び分割型分割について適用され、同日前に行われた合併及び分割型分割については、従来どおり適用されます。
(8) 不正行為等に係る費用等の損金不算入(法55、法令111の4、改正法令附則1二)	○ 損金不算入となる不正行為等に係る費用に、特別法人事業税に係る延滞金(納期限の延長の場合の延滞金を除きます。)、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金が追加されました。	上記(6)の適用時期等と同じとなります。
(9) 有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入(法61の2②④⑨、法令119の7の2①③④、改正法附則20①)  (法61の2③、法令119の11の2①、改正法附則20②③)	○ 合併、分割及び株式交換に係る被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰り延べる要件のうち、対価に関する要件について、対象となる合併法人等の親法人の株式に合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人の株式が追加されました。  ○ 合併法人等が対価として親法人株式を交付する場合のみなし譲渡について、対象となる親法人株式に合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人に該当することが契約日において見込まれる法人の株式が追加されました。	平31. 4. 1 以後に行われる合併、分割型分割及び株式交換について適用され、同日前に行われた合併、分割型分割及び株式交換については、従来どおり適用されます。  平31. 4. 1 以後に行われる合併、分割及び株式交換(同日前にその契約をするものを除きます。)について適用され、同日前に行われた合併、分割及び株式交換(同日前に契約し、同日以後に行われるものを含みます。)については、従来どおり適用されます。 また、平31. 4. 1 以後の合併、分割又は株式交換(同日前にその契約をするものに限ります。)により合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人に該当することが同日において見込まれる法人の株式を交付しようとする場合には、同日を契約日とみなして、みなし譲渡が適用されます。
(10) 現物分配により資産の譲渡をする場合の事業税等の損金算入(法62の5⑤、改正法附則1十四イ)	○ 残余財産の確定の日の属する事業年度に係る特別法人事業税の額は、その事業年度の損金の額に算入することとされました。	上記(6)の適用時期等と同じとなります。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(11) 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算(法64の4①、改正法附則21①)</p> <p>(法64の4②、改正法附則21②)</p>	<p>○ 特定公益法人等(公益法人等である一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人)が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算について、対象となる法人が特定公益法人等から公益法人等全般とされ、当該公益法人等が普通法人に移行する場合だけでなく、協同組合等に移行する場合についても対象とされました。</p> <p>○ 特定公益法人等を被合併法人とし、普通法人を合併法人とする適格合併を行った場合に適格合併前の収益事業以外の事業から生じた一定の所得金額又は欠損金額を益金算入又は損金算入する措置について、対象となる被合併法人が特定公益法人等から公益法人等全般とされ、合併法人は普通法人だけでなく協同組合等も対象とされました。</p>	<p>平31.4.1以後に普通法人又は協同組合等に該当することとなる公益法人等について適用され、同日前に普通法人に該当することとなった特定公益法人等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1以後に行われる適格合併について適用され、同日前に行われた適格合併については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(12) 内国普通法人等の設立の届出等(法148①、法149①②、法規63、64、改正法附則22、改正法規附則5)</p> <p>(法規65①③、改正法規附則5)</p>	<p>○ 法人設立届出書等について、定款等の写し(外国普通法人となった旨の届出書については定款等の和訳文)以外の書類の添付を要しないこととされました。</p> <p>○ 収益事業開始届出書について、収益事業の概要等を記載した書類及び合併により設立した法人に係る書類の添付を要しないこととされました。</p>	<p>平31.4.1以後に提出する届出書について適用され、同日前に提出した届出書は従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p>(13) 収益事業の範囲(法規8一、改正法規附則2)</p>	<p>○ 収益事業から除外される理容師法又は美容師法の規定により都道府県知事の指定を受けた施設で行う技芸の教授に、修得者課程における技芸の教授でその修業期間が1年(通信課程にあっては、1年6月)以上であること等の要件に該当するものが追加されました。</p>	<p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(14) 公益法人等の範囲(法別表第二、医療法規30の35の3二口)</p> <p>(法別表第二、法附則19の2、法令附則12の2)</p>	<p>○ 認定要件のうち社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件における社会保険診療等に係る収入金額の範囲に障害福祉サービス等に係る収入金額が追加されることとなった後の社会医療法人についても、引き続き公益法人等とすることとされました。</p> <p>○ 農業協同組合法の改正により農業協同組合中央会から組織変更をした農業協同組合連合会のうち、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いることができるものについては、引き続き公益法人等とすることとされました。</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>(15) 沖縄の認定法人の課税の特例(措法60①②、68の63①②)</p>	<p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(16) 特定の医療法人の法人税率の特例(措令39の25①一、平31厚生労働省告示第152号)</p>	<p>○ 承認要件のうち社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に障害福祉サービス等に係る収入金額が追加されました。</p>	<p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(17) 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例(旧措法67の5の2、68の102の3、旧措令39の28の2、39の124の2、旧措規22の17の2、22の80、改正法附則59)</p>	<p>○ 本制度は廃止されました。</p>	<p>平31.4.1前に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合は従来どおり適用されます。</p>
<p>(18) 投資法人に係る課税の特例(措法67の15①二へ(1)、措令39の32の3⑧⑨、改正法附則48、改正措令附則16)</p> <p>(措法67の15①二へ(2)、措令39の32の3⑧、改正法附則48、改正措令附則16)</p>	<p>○ 他の法人の発行済株式又は出資(他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額の50%以上を有していないこととの要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 匿名組合を通じて間接的に有する他の法人の発行済株式又は出資の数又は金額について、匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の事業であって当該匿名組合契約等の目的である事業に係る財産である他の法人の株式又は出資の数又は金額のうち、匿名組合契約等に基づく出資の金額に対応する部分の数又は金額として一定の方法により計算した数又は金額を他の法人の発行済株式又は出資に合算して判定することとされました。</p> <p>ロ 他の法人の出資に匿名組合出資が含まれることとされ、匿名組合契約等に基づく出資の金額が当該金額及び当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名組合契約等とその目的である事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資の金額の合計額のうち占める割合が50%以上を有していないこととの要件が追加されました。</p>	<p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p>(19) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例(措法68の2、改正法附則62)</p> <p>(措法68の2)</p>	<p>○ 適用対象から全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会との合併が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>平31.4.1前に全国の区域を地区とする農業協同組合連合会がその会員たる農業協同組合連合会と行った合併については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(20) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例(措法68の3の3①二二、措令39の35の3⑦、措規22の20の3⑤、改正法附則48、改正措令附則16)</p>	<p>○ 特定投資信託の信託財産に同一の法人の発行済株式又は出資が50%以上含まれているものではないこととの要件について、上記(18)と同様の改正が行われました。</p>	<p>上記(18)の適用時期等と同じとなります。</p>

## 第2編 震災特例法に関する改正

○ 震災特例法に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除(震災特例法17の2④、25の2④、改正法附則93、96)	○ 復興産業集積区域(復興特区法第2条第3項第2号イに規定する産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を含む市町村の区域に限ります。)内において産業集積事業等の用に供した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物について、特別償却率及び税額控除率を引き上げる措置の適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。	平31.4.1以後に取得等をする機械及び装置等について適用され、同日前に取得等をした機械及び装置等については、従来どおり適用されます。
(2) 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除(震災特例法17の2の2①②、25の2の2①②、震災特例法令17の2の2一、22の2の2①一)	○ 福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域(避難解除区域及び現に避難指示であって福島復興特措法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域)内の区域であって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域をいいます。)について、適用期間の末日が避難指示解除日等から7年(改正前:5年)を経過する日とされました。	—
(3) 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除(震災特例法17の2の3①②、25の2の3①②、震災特例法令17の2の3一、22の2の3①一)	○ 上記(2)と同様の改正が行われました。	—
(4) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除(震災特例法17の3①、25の3①、震災特例法令22の3②一)	○ 復興産業集積区域(復興特区法第2条第3項第2号イに規定する産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を含む市町村の区域に限ります。)内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に支給する給与等の額について、税額控除率を引き上げる措置の適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。	—
(5) 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除(震災特例法17の3の2①、25の3の2①、震災特例法令17の3の2①、22の3の2①)	○ 福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域(避難解除区域及び現に避難指示であって福島復興特措法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域)内の区域であって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域をいいます。)について、福島県知事の認定を受ける期間の末日が避難指示解除日等から7年(改正前:3年)を経過する日とされました。	—
(6) 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除(震災特例法17の3の3①、25の3の3①、震災特例法令17の3の3①、22の3の3①)	○ 上記(5)と同様の改正が行われました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(7) 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却（震災特例法17の5①、25の5①、改正法附則94、97）</p>	<p>○ 中小企業者等が復興産業集積区域（復興特区法第2条第3項第2号イに規定する産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を含む市町村の区域に限ります。）内において開発研究の用に供した開発研究用資産について、特別償却率を引き上げる措置の適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平31.4.1以後に取得等をする開発研究用資産について適用され、同日前に取得等をした開発研究用資産については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(8) 震災特例法に係る被災代替資産等の特別償却（震災特例法令18四、改正震災特例法令附則5）</p> <p>（震災特例法18①、改正法附則48）</p> <p>（震災特例法18①、26①）</p>	<p>○ 対象資産から漁船以外の船舶が除外されました。</p> <p>○ 中小企業者から除かれるその中小企業者の発行済株式又は出資の一定の割合以上を大規模法人に所有されている法人の判定において、大規模法人による発行済株式又は出資の所有割合の計算及び大規模法人の範囲について、中小企業向けの租税特別措置の適用要件の整備（6ページI2〔改正の内容〕(2)及び(3)参照）と同様の改正が行われました。</p> <p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平31.4.1以後に取得等をする被災代替資産等について適用され、同日前に取得等をした被災代替資産等については、従来どおり適用されます。</p> <p>8ページI2〔適用時期〕(1)及び(2)の適用時期と同じとなります。</p> <p>—</p>
<p>(9) 帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等（震災特例法18の10、26の10、震災特例法令18の8、震災特例法規6の9、9の9、改正法附則95、98）</p>	<p>○ 帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等が創設されました。この創設された制度の内容は次のとおりです。</p> <p>イ 福島復興特措法に規定する帰還環境整備推進法人に対する特定避難解除区域等（注1）内にある土地等の譲渡で、帰還環境整備事業計画に記載された公共施設整備事業（注2）の用に供するために買い取られる場合には、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除が適用されることとされました。</p> <p>（注1） 特定避難解除区域等とは、避難解除区域及び現に避難指示であって福島復興特措法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域）内の区域であって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域で一定の区域をいいます。</p> <p>（注2） 公共施設整備事業とは、一定の特定公益的施設又は特定公共施設の整備に関する事業をいいます。</p> <p>ロ 帰還環境整備推進法人に対する特定避難解除区域等内にある土地等の譲渡で、帰還環境整備事業計画に記載された土地集約化事業（注3）の用に供するためのものは、一般土地譲渡益追加課税制度の適用除外とされました。</p> <p>（注3） 土地集約化事業とは、特定避難解除区域等内にある土地等を適正な形状、面積等を備えた一団の土地とするための一定の事業をいいます。</p>	<p>平31.4.1以後に行われる土地等の譲渡について適用され、同日前に行われた土地等の譲渡については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>